

ウガンダ国
中央部・東部地域灌漑地区開発計画事業
（開発計画調査型技術協力）
スコーピング案

日時 平成27年6月22日（月）13：57～17：25

場所 JICA本部1階 111会議室

（独）国際協力機構

助言委員（敬称省略）

清水谷 卓	山口大学 大学研究推進機構 研究推進戦略部 URA
谷本 寿男	元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授 / 社会福祉法人 共働学舎 顧問
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部及び経済科学研究科 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
柳 憲一郎	明治大学 法科大学院 教授・環境法センター長
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

JICA

< 事業主管部 >

天目石 慎二郎	農村開発部 農業・農村開発第二グループ第四チーム 課長
木村 聖	農村開発部 農業・農村開発第二グループ第四チーム
知念 優美	農村開発部 農業・農村開発第二グループ第三チーム

< 地域部 >

奥本 将勝	アフリカ部 アフリカ第二課
-------	---------------

< ウガンダ事務所 >

村上 峻一	ウガンダ事務所
佐藤 明子	ウガンダ事務所

< 事務局 >

渡辺 淳	審査部 環境社会配慮審査課 課長
今中 由希子	審査部 環境社会配慮審査課

オブザーバー

小林 稔昌	NTCインターナショナル株式会社（TV会議にて参加）
西谷 光生	NTCインターナショナル株式会社

午後1時57分開会

渡辺 委員の皆様とJICA側もそろったとの認識ですので、本日のワーキンググループを開始させていただきたいと思います。

司会は環境社会配慮審査課の渡辺が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日はウガンダ国の中央・東部地域灌漑地区開発計画事業という開発調査になりますけれども、こちらのスコーピング案ということで、議題に諮らせていただきたいと思います。

まず委員の中から主査の方をお決めいただきたいと思います。過去の主査回数ということで、手元のデータを読み上げますと、清水谷委員が1.5回、谷本委員が2回、長谷川委員が1回、原嶋委員が1回、柳委員が0回、米田委員が2回ということになっておりまして、少ない順でいきますと柳先生、原嶋先生、長谷川先生です。本件は7月の全体会で助言案の確定を目標としておりまして、予定としては助言案の取りまとめを月末までという感じで、来週の火曜日を目途にと考えております。このようなスケジュールで全体会合当日のご出席の予定も含めて、どなたかお引き受けいただければありがたいです。

原嶋委員 やりましょうか。

渡辺 では原嶋先生がお引き受けいただけると。

原嶋委員 ちょっと7月6日、もしかしたら押したりすると、最後のほうちょっと出られないかもしれないけれど、途中ですよ、報告は。

渡辺 通常、最初でしたか、助言案の確定って。

原嶋委員 最後の30分ぐらいは。

渡辺 議題の最初のほうです。

今中 そうです、前半の……

原嶋委員 時間が押してしまったときにちょっと、それは大丈夫ですね。

渡辺 はい、わかりました。大丈夫です。

諸注意事項ということで、本日のワーキンググループの会合自体は、逐語の議事録で公開となっております。ですので、発言される方、特に今回オブザーバーでご出席いただいている方がご発言いただく場合は、所属と名前を冒頭おっしゃっていただいて、その上でご発言をお願いしたいと思います。

今日は助言が68個ありますので、効率的なご議論をお願いしたいと思います。

それでは、原嶋主査、よろしくお願いいたします。

原嶋主査 では、よろしくお願いいたします。

ちょっと、全体図がわかる地図だけ。

今中 はい。

原嶋主査 それでは、もう恒例の形で進めさせていただきますので、各項目に従っ

て質疑を進めます。

まず、1、2、3、4、5、6と私ですので、ちょっと確認だけ、細かな点でさせていただきますけれど、1番目で自由保有地と慣習的保有地というのがありますけれども、いわゆるJICAさんで言うインフォーマルな居住とかという言葉をよく使われていますけれども、それとの関係では、自由保有地というのは、権利関係としてはそのインフォーマルなカテゴリーにはなるのか、あるいはフォーマルなのか。その辺ちょっと確認をしたいのですけれども。あと、「慣習」と「自由」の違いですよね、それと。

今中 両方とも法的な権利とはなりません。

原嶋主査 では、フォーマルなという意味ですね。

今中 はい。

原嶋主査 わかりました。

あと、2番はそういうことで。

ただ、ちょっと地図上、私ちょっと記憶が定かじゃないのですが、地図上はちょっと何か排水のところの、取水の施設は非常にクリアに何かこうサインがされていたような記憶があるのですけれども、排水の箇所とか排水施設を設置するところについては、あまりクリアにいただいた資料の中では出ていなかったような記憶があるのですけれども、ちょっと記憶が定かではないので、後から確認しておいていただきたいのですけれども、それが1点。

3番、4番については、承知をしました。

5番について、5番のその取り付け道路といいますか、これの道路の規模というのはどれぐらいなのでしょう。これ自身、アセスをするほど大規模じゃないということで、切り捨てるわけじゃないのでしょうか。切り捨てていいものなのかというのを念のため確認したいのですね。

木村 2番目の排水についてですけれども、回答にも記載させていただいておりますとおり、洪水防御堤防を横断する形式での設置を予定しております、詳細のレイアウトについては第2期の調査で確認する予定としております。

原嶋主査 今はスコーピングですけれど、第2期というのはその次で。

木村 今回、これからの調査です。

原嶋主査 わかりました。じゃ、次のドラフトファイナルとかの段階では非常にクリアになってくるということで、よろしいですね。

あと、先ほどの取り付け道路ではないけれど、運搬用道路ですね。

今中 まだ、こちらは確定ではないため、確認して、DFRまでには明確にいたします。

原嶋主査 ざっくりばらんにその規模によってはそれ自身がかなり、ここで重大ではないと断定はしているのですけれども、規模によってはそうではないような可能性もゼロではないので、一応、場合によってはコメントに残すようなことであります。

6番、7番は、また、承知しました。

8番も承知を……ただ、7番でちょっと気になるのは、また、これ多分、全体の問題とかステークホルダーミーティングとの関係もあるのでしょうかけれども、かなり大規模に水利関係を変えて、組合なんかを作っているということでしょうかけれども、従来の慣習的に、あるいは伝統的に水を利用しているような、特に零細農家の意見というのはどの程度考慮されているのかという点がとても心配で、大規模で水利関係を切りかえて効率的にすること自身、悪いことじゃないのでしょうかけれども、どうしても従来使っていたその零細な農家の意見があまり考慮されないとか、そういった方が極端な不利益を受けるということが一番懸念されるのですけれども、そのあたりの問題というのはあまり発生していないのでしょうか。念のために確認したいのですけれども。

木村 対象地域での水利組合の現状ですけれども、この事業を契機に新設されるというものではございませんで、既存の水利組合を対象に今回の事業終了後の営農も実施されると想定しております。

原嶋主査 全く、では、その従来の水利、フォーマルかインフォーマルは微妙なところあるでしょうかけれども、水利用関係というのは実質的に変わらないと言っていいんですか。そこまでは言えないですね。かなり劇的に変わる、例えばその水の量を含めて、あるいは新しく入ってくる方もいらっしゃるでしょうし、出ていく方はいないのかもしれないけれども。それで従来いる方の小さな声あまり届かないとか、そういうことを一番懸念しているんですけれども、そういった問題。あるいは、極端なことを言えば反対している人がいないかということも含めてですけれども、その点の現状について、差し支えなければ教えていただけますか。

木村 四つ目の質問に対する回答としても記載させていただきましたけれども、IEE段階でのステークホルダー協議では地元住民から本事業に対する反対の意見は確認されておりませんので、今後そういった新規の住民の参入等もちろん想定されると思いますけれども、現時点では大きな変更はないものと想定しております。

原嶋主査 ではまた後ほどそういうことで、関連したところがあれば、そこでお話しします。

8番もそれで結構ですので。

9番から、谷本先生ですね。9、10、11、12、13、14、15、16。

谷本委員 15、16までですかね。

まず、今回ウガンダですね。ウガンダにとってはやっぱりコメというのは、水田作というか、これも非伝統的な作物なんですね。

ですから、まず9番で、技術協力が先に行われたと。非常にそういう面ではステップを踏まれると思うのですけれども、そこで具体的に本件につながっていくためにどういうふうな、まさしく具体的にというのはその10番以降、私が書いているんですけれども、質問しているのですけれども、本当に維持管理できるのですか。土地の換地なん

かできますか。排水ちゃんと見られますか、というようなことですよね。まさにそのあたりを、この先行している、いたというのかな、その技術協力プロジェクトで具体的にどういうふうな教訓が得られたのか、提言があったのかですね。「関係機関協議の推進」って、それはそうなのですけど、それに至るまでのいろんな項目があるはずですよ、具体的に。それをきちんと、やはり本事業のまさしくこれからフェーズ2の調査でそこにきちんとフィードバックしてください、教訓を得てください、それを生かしてくださいということですね。

このあたり、本当お願いします。厳しいですけども、資料を読ませていただいたら、40年、50年前のインドネシアの灌漑事業を私が担当していましたけれど、それよりも状況、プリミティブですよ、恐らく。そういう状況で、後ほど言いますけれど、1,000ヘクタール、2,000ヘクタールの灌漑なんて、私はできないと思います。すみません、私もそういう、もともと灌漑屋なものですからね。そういうコメントをさせてください。

だからこそ、きちんとその次、10番以降申し上げていきますけれども、きちんとモデルを作ってくださいと。

それから、ちょっと質問に入れ忘れたのですけれども、後ほどコメントで入れますが、デモファームなんか作るべきですよ。今回の資料を読ませていただいたら、モシに行かれていますよね、タンザニアの。タンザニアのモシは私も2回行きましたけれども、30年前、40年前からスタートしていますよね。まだやっているのでしょうか。あれぐらいのいい教訓のものがあるんだったら、本当どんどん農民たちを連れて行ってください。あそこにデモファームがあるでしょう、あれを活用することですよ、実際に。

ですから、そういう面で9番は本当に、前の事業の資料を本当に読み返してください、具体的に何がよかったのか、何が教訓として得られるのか、ボトルネック何なのかというところを見てください。これ9番です。

10番は、言葉尻を捉えるようですけども、私は……

今中 すみません。ちょっと1点ずつご説明させていただけますでしょうか。

谷本委員 はい、じゃあ、どうぞ。はい。

今中 あまり長くなっても恐縮なのですが。

まず、現在のその2地区というところは、既に一部水田の開発などもされている地区となっております。そこを規模を広げていくなり、開発をもう少し忠実にやっていくということが今回検討されております。

教訓に関しては、過去の事例等も含めて、こちらのほうでも改善策というものは幾つか考えておまして、あと、運営設備というものを相手国で設営するに関しても、ただ単に、例えば二次水路までだけではなくて、ちゃんと三次水路まで整備して、その場所についても運用方法についても、しっかりと管理計画の中に含まれている形で今回、調査を進めてまいる予定となっております。

谷本委員 はい。だから、調査を進めてください。実行できるような、まさに方策を立てないと。それは、本当に、くどいですがけれども机上でやっても意味ないです。実際にやっぱり見てもらうことなのですよ。いいですか、実際に本当にやってみようことです。

ですから、10番で私は参加型という言葉、嫌いなのです。申しわけないですがけれども。JICAさんはparticipatory developmentって他のドナーとともに使われているようですよけれども、私はparticipatoryなんていうふうな言葉は、見ているだけなんです。参加している、場合によったらお金もらえる、物もらえるって、悪い言い方かもしれませんが、ですから、農民主体でやっていただかないと。オンファームなんて、それでないとできませんよ。on farm developmentは。

10番は、すみません、ちょっと主査、くどくどと申し上げますけれど。

原嶋主査 どうぞ、どうぞ。

谷本委員 10番は、何かありますか。ならば、よろしいですか。

今中 よろしいです。

谷本委員 はい。じゃ、11番ですね。これも教訓ですね。NGOの設置したもの、彼らは5年とか10年とか支援をして、それでお渡ししていかれるのでしょうかけれども、強度の問題等々、技術的な問題があったと。ここでのキーポイントは、まさに回答に書かれている真ん中の「農民・水利組合には修理する技術力も資金力もなく」というところなのですね。ここからどういうレッスンを得ますかということなのですね、本事業をサステナブルにしていくためには。これも、NGOがやったのでそれで終わります、今はその粗朶等でやっていますって、それは事実なのでしょうけれども、そこからどういうふうなね。ですから、本事業でもゲートを入れますよね。誰が操作しますか。壊れたときに、誰がどういうふうに修理していきますかという、まさに維持管理の問題の、ちょっと厳しく問い合わせますけれど、そういう点です。

12番は、末端水路ですね。やはり気になるのは、余水に、これもまだまだ時間がかかると思います。肥料や農薬がたっぷり使われてというふうになったときにですね。ですがけれども、やはり肥料・農薬は使われるでしょう、除草剤を含めてですね。そのときに本当に湿地帯にそのまま流れ込めばどうなるのか。これはほかのところの事例、あると思います。これ調べてください。日本のみならずですね。どう対応しているかということですね。アタリ地区200メートルですか。それは緩衝地帯としてはそこそこの規模でしょうけれども、水なんて200メートル一気に流れますから、これは本当に注意をしてくださいということですね。

13番は、これも末端の開発が今までのデータから見れば本当に微々たるもので、5年、10年でその1,000ヘクタール、2,000ヘクタールにはいかないでしょうけれども、何らかのやはりインセンティブが働けば開発は進んでいくのでしょうか。問題は、やはりきちんとしたクロッピングパターンをどうするのか、ランドユースなんかどうする

のかということですね。そのあたりをモデルを作ってくださいという、こういうふう
にやればいきますよということですね。それをきちんと書いてください。調査をして
ですね。

それから、14番はそのまさしくクロッピングパターンに合わせて、収穫後処理の話
が書かれていますけれども、読ませていただいたときに思ったのは、これはもう本当
にやってほしいことの羅列だなと。やはりステップというものがあると思うのですね。
何をまずやるのかということですね。本地区で今、精米所まで遠いという、それはあ
りますけれども、何が今のこのコメの価格に対して制約になっているのか。やはり
夾雑物が多いでしょう。ならば、そのところをまず焦点を当てるのじゃないのです
か、そのところを。やはりステップを踏まないと。

ですから、道路で干しちゃだめですよということを教えていかないと。石がまじり
ますということですよ。何か下に敷きなさいということ、まぜなさい、1時間に1
度はって、天地返ししなさいってやらないと、胴割れもみを起こしますよ。まさにそ
ういうふうなところを、きちんとやってください。

ですから、まず、農家の人にとって一番の目先のところというのですか、一番最初
のところですよ。脱穀をして乾燥するというところ。そのところをやっぱり焦点
を当てて、新規からやるのじゃないですか。ブランディング、ブランド化なんて、そ
れはすばらしい話ですけれども、日本でもこの20年の話ですよ、ブランド化なんか
は。やはりウガンダという、これからウガンダにきちんとコメ作ってほしいなら、そ
ういうところですね、ステップを踏んでください。

15番にいきます。水利組合の話は既に現存しているところをきちんと育てていきま
すと、結構ですけども、ここで一つやはり大きな問題は、土地所有、土地利用のと
ころが全くわかっていないですよ。これどうしますか。日本でも換地交換分合もの
すごく時間がかかって大変ですよ。場合によったら血みどろの戦いを起こしますよ。
民族違うのでしょ。こういうところ、きちんと本当にモデルを示してあげて、実際
にデモファームを作って、例えば10ヘクタールでもいいですからデモファームを作っ
て、一方はきちんと交換分合したらこうなります、もう一方は何もしないでやってみ
なさいと、二つ対比させてみたら一目瞭然で彼らはわかりますよ。そういうステップ
を踏まないは無理ですよ。ですから、私がモデル、モデルと言うの、作ってください
というのを皆さん方に要求しているわけです。よろしいですか。まさにそういうふう
なことを考えてください。

それから、16番は、わかりました。このところで一つ、要らないことを下につけ
加えておきました。でも、私が一番本当にそういう面では言いたいことです。維持管
理、機材だけじゃだめです。機材のトレーニングだけじゃだめですと、これはもうお
わかりですよ。今までずっとJICAはそれでやってきたわけですよ。私もその責任
感じていますが、これから必要なのは法整備です。いろんなところで私、ワー

キンググループで申し上げていますが、法制度がない限り予算は確保されません、人も確保できません、機材も使われませんということです。水利組合ができただけじゃだめなのです、水利費の徴求だけじゃだめなんです、その水利費をどういうふうに使っていくのかということですね。この制度の話なのです。水利組合の中の法律の話なのですよ。地方政府も一緒です。水利組合から地方政府にお金が行った、彼らはお金をもらったならどこに使うかという、法律がない限り、条例がない限り、これは使われません。それはきちんと調査してください、それで提案をしてください、具体的に。水利組合ができます、灌漑法ができています、結構です、それは。お金を集めるまででしょう。使うことを考えないと、使うことを。それは別の法律が必要です。これ、きちんと作ってください。

主査、すみません。もう私はこれで終わりです。

原嶋主査 多分、本質的なところで、排水の問題と、水利組合ですよ。これはちょっと私も入れさせていただきましたが、問題と、総括的に何かレスポンスがあれば。いいですか。

では、全体にかかわる問題なので、また戻ってくると思いますので、とりあえず進めさせていただいて、長谷川先生ですね。17番。

長谷川委員 すみません、不勉強で申しわけないのですが、ナマタラ地区ってどこでしたっけ。ちょっと地図があれば見せてほしいのですけれど。

木村 今回対象のアタリ地区、シロンコ地区の、さらに南側に位置しておりまして、こちらがナマタラ地区になります。

長谷川委員 そうすると、ここで言っている第2期である「灌漑開発計画作成」は、全くこの上の二つとはかわりがない場所ということですかね。

ありがとうございます。

原嶋主査 では、続いて清水谷先生。18、19ですね。

清水谷委員 18番、19番、説明させていただきます。

8月にかけて冠水する場所がどこなのかということで地図をお願いをしたのですけれど、ちょっと難しいということなので、資料1ということで、これでしょうか。そのどこを見たらいいのですか。この青く塗られている部分ですか。

今中 このあたりだと思いますけれども。

清水谷委員 わかりました。後々その圃場のデザインとかに関係してくると思ったので、一応こういう質問をさせていただきました。ありがとうございます。

米田委員 すみません、今のこの青いところが。

今中 湿地です。

米田委員 1年中湿地の場所ということですか。

今中 湿地の境界線がそこに沿うものになっていまして、この地図自体は冠水する部分というか、雨季の間の季節性湿地という言葉を使っているのですけれど、の分布

の範囲になります。

米田委員 季節性湿地の範囲。

今中 雨季の間ですので、3月から9月の半年間の中で一番、洪水時というまではならないのですけれど、水が上がってくる時点がこの線沿いとなります。

清水谷委員 よろしいですか。では、19番ですけれども、シロンコ地区、アタリ地区の近辺に一応村らしきものが地図上で出ていたので、そのあたりの人口分布や民族について質問させていただきました。ありがとうございます。これは多分、後々ステークホルダー協議であったり、最終的に組合を作っているいろいろなオペレーションになるときに問題になる重要な情報だと思いましたので質問させていただきました。ありがとうございます。

原嶋主査 では、続きまして20番、21番。

柳委員 2ページ目に書かれているのですけれども、上流域ナイル川の水量に影響を及ぼすというところでの反対が従来からあったということだったのですけれども、エジプトは態度を軟化させたという、その背景には具体的に何があったのかと質問したのですが、回答がよくわからない。何があって「情勢の変化」となっているのか、わかる範囲で教えていただきたい。

何か政治的にとか、もしくはその上流域に影響を及ぼしてもエジプト側で対応できるような施設ができたとか、何かそういうことなのか、ということなのです。

木村 具体的にどのような背景を持って態度が軟化したというような公式の見解は示されておりませんが、ウガンダで現地での灌漑開発に関する協議において、これまでよりはある一定程度大きな規模での開発が許容されるということで許可があったというふうに、これまでの情報収集から聞いております。

柳委員 上流域、下流域での協議会というのはエジプトとウガンダでやっているのですか、定期的に。その流域の協議会があって、そこでの許可というのは何の許可なのですか。エジプトに開発許可を得ないといけない取り決めがあるのですか、水量開発の。

天目石 ナイル川に関しては、水量が決まっています、それをエジプトに関してはどれだけというのが随分前から、使用できる量というのが国際的に決まっています。

ここのものに関して、この地域の開発においてエジプトの許可が必要かという、そういう話ではないと思うのですけれども、ただ、このNile Basin Initiativeの中で、やはり重要な役割を果たしている国であることから、これまでも、現地もそうですし、実はこの東京でもエジプト大使館のほうに意向を聞くというようなことは今までも行ってきたことがありました。

最近になって、この本当の核心のところはどういうことかは我々も実は完全にはわかり切れてはいないのですけれども、エジプトのほうがこの地域の開発に対して特に難色をもう示さなくなったということですので、核心のところは回答にはなっていない

かと思いますが、エジプトのほうが特に難色を示さなくなっているという事実はお伝えいたします。

柳委員 その取り決めは協定でされているのですか、水量管理について。ここは、これだけの水量については許容しますとか、その一定の水量枠について。

天目石 どの国はどれだけというのは、これはもう決まっています。国際的に決まっています。

柳委員 今回の開発だと、その水量を超える可能性があるということですよ。

天目石 本当に小さな開発といいましょうか、ナイル川沿いを考えますと決して大きいものではないとは思いますが。ただ、最末端にある、最下流部にあるエジプトのほうに関しては、上流部のほうで開発されることに対して過敏になっていたというふうに捉えていいんじゃないかと思えます。それが意見交換をすることによって、それなら問題ないんじゃないかと理解を示してくださったというのが実態かと思えます。

柳委員 とりあえず、これで、いいと思えます。21番については、一応コメントですので、また後でこれについては触れたいと思えます。

原嶋主査 米田先生、22番を。

米田委員 今回、私ほとんどこの話しかしていないのですが、本件は農業案件ですけれども、最初見たときに、なぜラムサール登録湿地のすぐ隣の、しかも上流側のところを最初に案件として選んだのだろうというのが、もう本当に私としては非常にショックだった内容です。もちろんインテリムレポートのほうに今さら変えるということとはできないことはわかっていますが、その分、同じような印象を受けるところはたくさん外部にはあると思うので、十分な説明が必要だと思います。プロジェクト対象地域だけではなくて、その下流にある登録湿地そのものの生態学的動態を把握するところから始めて、そこへの影響をきちんと記述していくという作業をしないと、国際的な理解を得られないのではないかなと思っています。

一つ質問ですが、回答の一番最後に、全ての候補地の開発は想定されていないということなのですが、これはどうなっているのでしょうか。どういう計画なのでしょう。この候補地の中から幾つかを選んでやるというのがもともとの計画なのか、それとも、候補地を順番に優先づけてやっていくということなのか。

木村 今回の開発計画調査型技術協力の中では、先行した第1期の中で10カ所についてF/Sの候補地として情報収集を行ってまいりましたけれども、その中でも特にポテンシャルの高い2カ所について、F/Sレベルの調査まで行くと。残りの8カ所については、これまでの情報を踏まえてウガンダ側が別途優先順位を決めて、今後事業化していくであろう。ただ、そのほかの2カ所に比べては優先順位は落ちる、事業化の可能性も。

米田委員 最終的には10カ所全部が開発される可能性があるということですね。可能性、あるいはそういう計画になっているということですね。

木村 フィージビリティ、その事業としての実施可能性は低いという。優先順位が落ちるということで、調査対象からは外しているということです。

渡辺 要は、JICA側だけじゃなくてですね。残りのその8カ所についてもウガンダ側が実施していく意向があるのか、それとも、不明なのか、やらないのかですね。そこは現段階ではどういうふうに思っていますか。

天目石 現段階では、特段前向きな、ウガンダ側のほうからここは開発をしますという回答が来ているわけではないです。ですので、今後に関しては、不明というのが適当かとは思いますが。具体的には何も決まっています。

米田委員 わかりました。

原嶋主査 多分一番、それも大きな問題で、23番も多分同じ指摘で、結局ご自身で、そのラムサール条約の登録湿地以外を選定するという基準を挙げながら、あえてその隣接するところを選んだということには、もう多分、すごく皆さん疑問を持っていらっしゃるのですけれども、これはどうして、あえてそこを選んだのは、そういう反対というのは変ですけれども、ご批判を受けるだろうということは多分、今、米田先生もそうですし、多分柳先生もそういう懸念をお持ちなのでしょうけれども、それに対する反応があることは多分、相当理解できると思うのですけれども、アセスだって、JICAのガイドラインそのものがその保護区を開発しないとかということをかなり明確に表現されていますよね。したがって、それをもとにいろいろご批判が出てくることはわかっているという気がするのですけれども、あえてそれを選んだ理由は、率直なところ何でしょうか。単なる、それは数字でね、こう、まあいろいろあるのでしょうか。

これはガイドライン上問題にならない、隣接だからいいということなの。

渡辺 ガイドライン上も、国立公園とか保護区の中では原則実施しないと規定されています。

原嶋主査 中じゃない、まあ、それは一応そう……

渡辺 ではないという前提もありますけれども、この場合は、そこは隣接する地域でと。ただ、他方、当然ラムサール条約指定湿地への影響というのは想定されるということもありましたので、カテゴリー自体はAという形にして相応の環境社会配慮を行う意向です。

原嶋主査 ちょっと、審査部の見解としては、ガイドラインでは保護区内では基本的にやらないということには、直接は該当しないという考えですね。隣接だからね。

渡辺 そうです。

原嶋主査 だけれども、重大だからということで、我々に検討、助言するということですけれども。

渡辺 重大な影響を及ぼさないように配慮するということです。

原嶋主査 でも、それでも批判が出ることはわかりますよね、わかりますよという

か、まあ率直なところ、出ますよね。多分ほかのその海外の事情なんかもあるのでしょうけれど。それはだから率直に、もう現地のニーズがそういうニーズ、あるいはその現地国の要請がそういうところにぼんとあったということが背景なのですか。

天目石 今回のその選定の件に関しては、このインテリムレポートなりにも示しているとおりで。定量的な観点からこういった項目で、定性的な観点からこういった項目、挙げさせていただいています。それで、使用可能な流量ですとかで、そういったものも兼ね合わせて、今回ご提案したものではありません。

ただ、ご指摘の点、やはり我々のほうもラムサール登録湿地の近傍に当たるということで、それで当初から、最初のスクリーニングの段階でラムサール登録湿地に当たるようなところはもう除外しているんですけども、極めて近いところということで、安全サイドの判断で、それでこういう形でご助言をいただいたほうがいいという判断をした次第です。

そういう負の影響を与えないようにというふうに我々考えておりますけれども、ぜひご助言をいただいて、影響が出ないように進めたいというふうに考えている次第です。

原嶋主査 結論から言うと、その場所を外したほうがいいぐらいですよ。ちょっと強く言うとな。

今中 すみません、ちょっとご説明させていただきますと、23番の最初のほうにも含めておりますが、今回この2カ所が選定された理由としましては、既にその水田開発が進んでいるということが一つ理由となります。ほかの10カ所見ていた中には、自然湿地がまだ残っている部分とかございましたので、下流に確かにそのラムサール湿地がございますが、影響等を緩和する策をとるのであれば、持続可能な開発にも、推進できるというふうに検討した上で、ここの2カ所の選定となっております。

原嶋主査 何が持続可能で何がワイズユースかもあまり、議論し出すと難しいですけども。

米田委員 ごめんなさい、説明の一番最後のところの下流部に永久湿地を有しているというのは、ラムサール登録湿地のことですよ。

今中 そうです、はい。

米田委員 「秩序ある開発を推進することにより、湿地の保全が図られる」というのは、どういう意味なのでしょう。

今中 お渡しした資料の中のラムサールのワイズユースの説明にもございましたと思いますが、水田の利用というものは、その湿地も同じですね、生態系として理解しまして。

米田委員 それは水田そのものの湿地としての機能という話だと思うのですが、今回の場合はその水田というある程度人工的な湿地と、その下流に天然の湿地、ラムサール条約登録湿地として認められているような天然の湿地があるわけで、こちらの水

田のほうの湿地としてのワイズユースというのは十分あり得るのですが、それだけでは済まないだろうというのが私の考えで、当然その利用によって下流部に影響が出てくる。下流部の天然の湿地への影響というのが、少なくとも今回の報告を見ていると、全然それが配慮されているようには見えない。

例えばアネックスのEでしたかで、その10カ所の候補地を選定をして、いっぱい点をつけたりして比較していらっしゃるけれども、その中にその天然の湿地であるラムサール登録湿地への配慮という部分が全く見えてこない。全然そういうものに配慮しているようには見えない。

農業プロジェクトで農業のことを中心に考えているというのはわかるのですが、ただ、やはり環境社会配慮としては、その天然の湿地のことも配慮してくださいということです。だから、水田の場合、ワイズユースということと、登録湿地に影響を与えないということは、別なのだというふうに認識していただきたいと思っています。

今中 それはおっしゃるとおりだと思います。

原嶋主査 やや形式的なことを言うと、そのガイドラインの19ページにありますけれども、保護区等指定地域でやらないと。また、このような地域に重大な影響を及ぼすものであってはならないということですよね。それはもうご自身たちというか、その組織で決められていることなので、その抵触という言い方はちょっと厳しい言い方ですけども、その説明というのは相当ちゃんとされないと、渡辺さんなんか大変だよね。それは渡辺さん、どう考えていらっしゃいますか。

渡辺 本件カテゴリはもともとBであったのをカテゴリAとした経緯があります。

原嶋主査 簡単に言うとね、緩和すれば重大じゃないという場合と、そもそも重大な影響が起きると。それは確かにいろいろな手だてをして緩和できることもあるでしょうし、できないこともあるでしょうけれど、緩和できれば重大な影響がないということでは、ここではないと思うのですよね。対策をとれば汚い水もきれいにはなるかもしれないけれど、でも、そもそも汚い水が出るのであれば、例えばね、だから、それは場合によってはこれに該当するおそれがあるわけですよね。だから、この書き方をどう解釈するかにもよるけれど。ここはでも結構下流でしょう。下流にたまたまラムサールだから。

今中 ただ、そこは影響の度合いにもよると思うのですね、さっきおっしゃったように。我々も去年の運用見直しでも、重要な自然生息地での事業の実施とか、保護区の中での事業実施について、一緒に議論させていただいたかと思いますが、もちろんそのような視点も含めて、今回もこの二つの事業のF/Sのほうは進めていくと考えております。

原嶋主査 そこは、でも、いずれにしても相当説明は必要ですよ。

今中 はい。

原嶋主査 まあ、今ここで全部解決しないかもしれませんがね。

今中 そうですね。

原嶋主査 じゃ、とりあえずは。

柳委員 今の関連ですと、それはガイドラインの運用の議論をしたときに、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならないという条項は、密接に隣接して行うプロジェクトにあっては、地域外で実施する場合であっても、指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならないというような議論になったわけです。

だから、地域外であっても、今回の場合は地域対象外といわれるけれども、下流域にある場合というのは、これは結構議論を生むと思います。

原嶋主査 これはやはり相当説明が必要だよな。程度論はわかるのだけれど、じゃあ程度論って、今全部明らかにできない部分もあるし。

柳委員 だから、インテリムレポートを作られたときに、確かに優先順位を10の中で点数化してやっている項目の中に、先ほど米田委員が指摘されたように、全く配慮がみえないのですよね、項目的に。だから、そこがポイントとして上がってこないの、一番ポイントの高い18点をとっている地区が2地区選定されているということになっているのですよ。

今中 そうではなくて、環境面も含めて、あと湿地への影響も考慮した上での10地区の比較とはなっています。

柳委員 いただいている資料だと、この8.7の図表を見ると、そういった項目は全くないですね。その社会的配慮というのはありますけれど、社会的な配慮の中にそういう項目がない。それから持続性、維持管理、地方行政にもないですね。それは、事業実施上のリスクと湿地環境への負のインパクトという、ここを言っているということですか。

今中 はい、そうです。

原嶋主査 ここは結構大事ですね。ちょっと全部解決していないけれど、とりあえずこの問題は論点となるのが一つ。

あと、24も今の関連していますので、23も、25も結構なので、次26、谷本先生。

谷本委員 26ですか。はい。ちょっと開発の規模が1,000ヘクタール、日本では大きいのですけれどね。アタリのラージで1,000ヘクタール、シロンコので2,000ヘクタールですね。最初のところ、これが大規模灌漑かというのは、これはウガンダ政府、中央政府が実施するという意味でということですが、これは注記を入れていただいたほうがいいと思いますね。やっぱりラージというと5,000とか以上だと思います。

それをさておき、私の一番は先ほど言いましたように、2番目の懸案は、Tertiary Canalを本当に作る必要があるのかなというのが、私の疑問です。アタリでメインCanalがそんなに流量ないですよ。1立方メートル・パー・сек、1立米ぐらいですよ。メインCanalの断面見たら、下が30センチ、上が1メートルちょっとぐらいでしょう。これがメインですよ。ですから、1立米、1立方メートルの量、1秒間でです

ね。これ50センチのベロシティとして、そんなに大きなメーンでも、飛び越えれば飛べるような水路ですね。セカンダリーになるともっと小さいですね。これで三次まで作るのですかということです。何で二次からオンファームのディッチに結びつけないのか。

なぜそういうことを言いますかという、建設費用もそうなのですが、維持管理費用、維持管理のお金、これ三次水路ってすごい距離でしょう、総延長。これ、きいてきますよ、はっきり言って事業費にも。

ですから、回答に書かれていますけれど、ちょっとこれ後で説明していただきたいのですが、総事業費としてはやはり三次水路を作れば、それまでやっていけば、相当の金額になってしまうということです。これはよく検討してください。それから、維持管理費用だって大変ですよということです。そういう面でも、これは三次水路まで本当に事業の中で入れるということの妥当性というんですかね、必然性を考え、もう一度検討していただきたいと思います。

回答に書かれている、その、三次水路以下を先方政府の負担事項としたため、末端 on farm developmentが頓挫し、事業効果が得られないという教訓があることから、本事業では三次水路まで整備した。これは制度的な話でしょうけれど。それは、そういうことなんでしょうけれども、今回、三次水路までやるということは、本事業でやるのです。先方の負担はないわけですね。これ、制度が変わったんですか。ここでの回答はあれ、そのまま読ませていただくと。三次水路よりも下側を、三次水路オンファームを先方政府がやる、あるいは農民がやる。二次水路までは事業でやる、援助でやると。どういうことですか。この回答のところ。

天目石 書いてあるとおりで、過去の灌漑事業において、結局我々の支援がいくところまではやった、例えば基幹水路、二次水路まではやっている。でも、その後、先方負担というふうにしたときに、それをそのとおり……いや、当初、先方負担事項というふうに合意形成をしていたけれども、結局実施されず、その事業としての効果が発現しなかったという、そういうケースが実際に発生しています。それで、せっかく日本のODA予算を使って事業を実施するのに効果が発現しないというようなことがあってはいけないうこと、今回は三次水路まで整備すべきではないかというようなことを、現段階では考えているということです。

谷本委員 はい。ただ、三次水路、本当に必要か。

天目石 コストがかかるということは、そのとおりだと思います。

谷本委員 だから、これだけの規模であれば、つまり水路のね。要するに、流す水量からすれば、二次水路からオンファーム引けば十分だと思いますよ。それ検討してください。

でないと、オンファームは農民がやるのですよね。ですから二次水路のところをターンアウトのところを示しておいてやれば、農家の人たち、水欲しいから自分たちの

水田に引いていきますよ。そこまで私は三次水路、こんな三次水路でしょう。そんなのファームディッチと変わらないですよ。そこまで、ですから私、お金を本当にかけるんだったら、ほかのところにかけてください。ほかのところに。それこそデモファームを作ってください、くどいですがけれども。ということです、26番は。

原嶋主査 27、28、29、長谷川先生。

長谷川委員 27番ですけれど、これは先ほど米田委員の22番のところ、非常に重要な指摘が、累積影響についてどうかという話があったのですが、そのときの回答では、現時点では開発を想定されないということでやらないということだったんですけれど、27番のほうではSEA的な視点からいろいろやったということだったので、具体的にはどういう内容かというのをちょっと聞いてみたわけです。

それで、SEAの内容というのはいろいろあると思うんですけれども、これだけいろんな候補地があって、もし実施ということがあるとすれば、累積的にどうかということはSEA的にはマスタープランの中で、定性的でも結構ですけれども、何かあってもいいのかなと思うのですね。ですから、ちょっとこれ累積的な、特に今回ラムサール登録地への影響ということも、一つだけではあれですけれども多数含まれたときというふうな、水でこうつながっていますからね。ちょっとその辺がどうかという気がしました。

たまたま、この27の後半の問いかけの中で、先ほども出てきたナマタラ地区ですか、これ1ヵ所だけですが、ここについてはまたSEA的なことで、代替案という観点が強いかもしれませんが、やるんだというふうになっているわけですよ。たまたまマスタープランの延長分がまだ残っているとすれば、ぜひ、そのナマタラだけじゃなくて全体を含めて、今言った累積的な観点もかなり強調しながらやられてもどうかというふうに思います。

それから、28番です。これはこういうふうな理解をさせてもらって、ということですかね。最後のところ。回答の下から二つ目の段落で、経済的なベースと同列ではなくて、ウ国側の実施方針と住民との合意形成の観点から望ましいバランスというふうに書かれていますが、これは具体的にどういうふうに手順を踏むというか、具体的にはどういうふうにこのバランスをとるというか、その辺ちょっとお考えがあれば聞かせてください。

一旦ここでとめておいてよろしいですか。

原嶋主査 じゃあ、29番、何かあれば。

長谷川委員 言っちゃっていいですか。

原嶋主査 言っちゃって、では、まとめて。

長谷川委員 では、29番のほうですけれども、これは事前資料の33と34、35に代替案1、2、3というふうに比較表があって、そこからすんなりどれが選定されたのかなということを私読み取りたかったのですが、事業効果、それから環境面、社会面とい

う三つの総合的な総合評価をなさって、代替案1をそれぞれの地区で選んだということになるかと思うのですけれども、例えば一つ目に挙がっている事業効果というのは、例えばこの33、34あたりの表から、どれを見ればこの事業効果というのがわかってくるのかというのが、ちょっと教えてほしいところです。

以上です。

原嶋主査 では、28番、29番の質問に対するレスポンスをお願いします。

今中 28番の社会環境面での便益ということについて、どのようにその合意形成を図っていくかということなのですが、住民レベル及び村レベル、ディストリクトレベルでのステークホルダー協議を通してということになります。

長谷川委員 ということは、今のところは住民のほうが賛成してくれれば、それでバランスがとれていると、こういうふうな理解していこうと、こういうことですか。

今中 住民の賛成だけでなく、水利組合の運営等についても、複数民族もいましたら、その間での合意形成がしっかりととれていることというのを確認していきます。

原嶋主査 あと、29番ですね。

木村 事業効果につきましては、33ページ、34ページに記載しております表の中で特に、例えば灌漑面積ですとか事業費について、現在算出される数字から費用対効果、計算できるかと思しますので、こういったところで定量的な事業効果を図っております。

原嶋主査 最後の結論はどこにあるの。私もちょっと同じことで、別のところで質問したのですけれど、その最後の結論が何か……

長谷川委員 インテリムにはしっかり書いてあるのですか、そこが。私ちょっと目を通していないので申しわけないのですけれど。

原嶋主査 確か私もちょっと同じような質問をしたのですけれども、このITR、P7、6、最後の最後のそういう評価の、事業効果が高い結果が得られたと書いてあるのだけれど、何かその説明がちょっと足りない感じは私もしたのですけれど、それはどこに……その後から、ちょっと、また出してください。

天目石 インテリムレポートの8-12ページ、8-13ページのところに、具体的には各項目ごとの評価が示しております。

原嶋主査 なるほど。同じようかな。じゃ、清水谷先生、続いて、30、31。

清水谷委員 今の質問の延長なのですけれど、なぜスコーピング案のこの事前資料の中に、その費用対効果の整理をされたものが示されないまま、我々にはこの表で代替案1、2、3が比べられたというような書き方になっているのに、具体的にはそのインテリムレポートの内容で決めたというように、費用対効果の説明がなされているということは、ちょっとずるい感じがするので、しっかり……

今中 当初、案件概要説明のときにご説明させていただいたかと思います。1期にマスタープランがございまして、それがインテリムレポートの内容なのですが、そこで

10地区17パターンを選定し、費用対効果、環境影響も含めて2カ所を選定した部分について今回ベースとしておりまして、という点ですね。

清水谷委員 わかりました。では、なぜそのスコーピングの事前資料に、その内容が書かれていなかったのかなということですか。

今中 一応インテリムレポートとスコーピング案の資料は一つのセットとしてご提供しているつもりでしたので、そのあたり説明不足で失礼いたしました。

清水谷委員 では、続きまして31番ですけれど、私も同じような質問なのですが、とにかくインテリムレポートを読めば、とりあえず10地区から絞り込んで優先順位を決めたということはわかったのです。その中に、アタリ、ラージ、スモールとか、いろいろパターンも一緒に作られて、その中で高いものが二つ残っているというのわかりました。しかし、私の今の考えでは、今回のスコーピング案の今日の協議というのは、10カ所から2カ所に選定されて、その選定された2カ所に対して、今後その環境社会配慮をどうやってやっていくのかというところを議論しないといけないところがメインになるかと思っていました。そうすると、今回スコーピング案の代替案で出しているのは、そのインテリムレポートそのものの代替案1、2、0になっていて、本来ならば、代替案1が決まっているのであれば、場所とかそのダイヤモンドといいますがサイズが決まっていることを前提として、今日決めるのはそのゴールをどういうふうな形で達成するかというさらなるオプションを三つくらい出してもらうというのが、一番わかりやすかったと思うのです。

そういった意味では、今日の議論の中ではいろいろと、谷本委員も言っておられたようにかなりデザイン的な問題もありそうですし、そういったところが今回代替案として議論されるべきではないかなと思ってはいるのですけれど、どうでしょうか。

今中 おっしゃる点については、今後検討していく予定になっておりまして、回答案に記載してありますとおり、現在その灌漑面積は基本的にそのままで予定しているのですが、区間の整理を伴う直線的なレイアウトでありましたり、またはその既存の形を優先したレイアウトにするのかというようなところについては、今後検討が必要だと思っております。

一方で、その環境社会配慮面に関しては、灌漑面積が決まっている時点では、大きくその環境面や社会面での影響の差というのが、そこまで今後のレイアウトの調整で大きな差が出てくるといふふうには認識していません。今後DFRまでには、そのレイアウトの代替案も含めてご提供させていただこうと思いますが、基本的なスコーピングに対するご助言で両方のレイアウトに関しても今後対応が可能と考えております。

清水谷委員 わかりました。だから、今回、代替案のところでごコメントや質問を書かないといけないところで、頂いた資料がそのフェーズ1の調査の結果だけなので、何を答えて、何を質問していいのかということも逆に不明といえますか。JICAさんの

ほうでより具体的な案を出していただかないと、それに対して質問も出せないかなとは思ったのです。

今中 そういう意味では、直線的なレイアウトであろうと、現在の既存の形を優先したレイアウトであろうと、両方に関しても適用できる配慮というのが必要になると思うんですね、今後。その点に関してご助言をお願いできればなと思います。

原嶋主査 その点はステップバイステップということをお願いわけですね。

今中 はい。

清水谷委員 わかりました。

原嶋主査 いずれにしても、このままどうするか、ドラフトファイナルレポートなりの段階があるわけですから、ということなんでしょう。

今中 そうです。はい。

原嶋主査 とりあえず、じゃあ、ここはこれで。

長谷川委員 すみません、一ついいですか。

原嶋主査 どうぞ。

長谷川委員 ということは、代替案1に一応、選定みたいなことを言われましたけれども、実は代替案2も可能性としては今、残しながらやっていますよということですか。

今中 一応、これは開発計画調査型のスキームとなっていて、この後、無償の案件へどのように具現化できるかというところの検討が必要になっておりまして、その際、我々としてもカテゴリ-Aのままでいくのか、B規模のものに落とせるのかということもしっかりと考慮した上で、今回の調査を考えていきたいと思っているんですね。

つきまして、結論から言いますと、代替案1と、2のほう的な要素も含めたものを、今後検討していく可能性はあります。

原嶋主査 とりあえず、じゃあ続いて柳先生、32、33、34ですね。

柳委員 既存のこれまでの文献を見ていたら、この2地区も過去に多目的小規模ため池というものの開発、農業開発は結構JICAの取組みがあるんですね。これまで環境適合的な農業として推進していたのに、何か急に今回は洪水防御の堤防を作る方向に転換されましたよね。明確に転換したとは言わないけれど、確かにここに書いてあるように一応はため池の案としてどこかに載っているというのはあるんですね、この計画の中に。アプロプリエイティブテクノロジーみたいな、やっぱり農業開発で考えると、そういうのがある時期、世界の潮流になっていたわけですね。EUもそうですけれども、農地の圃場の整備の段階ではトラクターが入るところしか、コンクリート張りにはしなくて、あとはできるだけコンクリート張りはやめましょうという方向で、環境の持っている自浄能力を最大限活用できるように、近自然の環境適合型農業が、これは世界の主流なわけですね。日本の場合は三面張りで圃場を作っちゃって、個別に蛇口をひねると一気に水が出ていってしまう。今までのように上田から下田へとい

う段階的に水を利用するというような賢い利用、ワイズユースですね、そういう意味のノウハウというのが、この多目的小規模ため池はあるのじゃないかなと思います。

それはその農作物だけでなく例えば漁業も内水面漁業的なことなど、いろんな目的に使える、というようなことが必要なのに、囲み込んで堤防を作ってしまうとそれができません。地元でいろんな開発が今まで無作為的に行われていて、それで開発地域と保全地域が混同してしまうので、そこを峻別したいという意図のほうがどうも強く読めてしまうんですね。

だから、そういう計画になると、本当に使い勝手がいいものになるのかなというのはちょっと若干疑問を持っています。またその地域では特に民族が異なったりするので、結構これは血で血を争うようなことになりはしまいかと思って、33にも質問をしたわけですが、合意形成を図って、その洪水防御の堤防の設置について、新たにできる土地のところをどちらが使うとか、そういうのは一応配慮しますということなので、これはこれでいいかなということです。

32については、代替案の提案、こういうことを提案しないとイケないのです。代替案はそれこそ考え得る、今までやってきた計画案を代替案として挙げていって全部チェックしていって落としていくという作業が、代替案検討の眼目なんです。しかし、その点については適切なサイトがなかったので取り上げていませんということであれば、それは適切でないということをきちんと説明していただかないと、それは代替案検討にならないのではないかと。そこら辺を資料として見るができなかったので、32の質問はこういう形にさせていただきました。

それから、33は、緩衝帯のスペースがないところに堤防や新たな緩衝帯を設けるといいますので、その計画を示してくださいということを質問しています。計画概要を示せるようにしますということなので、この点は了解いたしました。

原嶋主査 34ですね。よろしいですか。大丈夫ですか。

柳委員 はい。34、はい。

原嶋主査 では35番、米田先生。多分、先ほどの。

米田委員 同じことです。

今中 すみません。先ほどの多目的規模ため池の件に関して、ちょっと今確認しておりますので、後ほど回答させていただきます。

米田委員 35番、同じこととして、ちょっと私がもしかすると誤解したのかもしれないのですが、このスコーピングの資料に書いてある、湿地環境への影響を低減すると書かれていて、それが実はそのラムサールへの配慮だったのかもしれないのですが、私はその田んぼそのものの湿地環境のことだと思ってしまったところがあったので、基本的には代替案の検討においても、常にラムサール登録湿地のことを考えてくださいというのが私のコメントです。

原嶋主査 36、37は、先ほど谷本先生からもう既に農薬、除草剤、肥料の問題、こ

れ多分排水の問題でしょうけれど、出ていますので、38も、これは調べていただくということで。

じゃあ39番、40番、41番ですね、谷本先生。

谷本委員 じゃあ、これ、スコーピングですね。既に初期環境調査で行われている項目について、やはりちょっと恣意ではと思うような項目がありましたので、すみません。ここに1、2、3と書き加えました。これは見直しをしていただいて、問題なければそれで結構です。問題があるというのだったら、緩和策をきちんと考えてください。

次は40番ですね。これもやはりかなり上流部が荒れているのじゃないかなというふうに危惧をします。ですから、河川の部分で堆積物が多い、それから河口閉塞を起こしているということですから、上のほうもきちんと上流域の被覆状況を見てください。

それから、流走土砂もやはり、測ってください。これ必要なことだと思います。確かに粘土分とかそういうものが水田に入れば、それは肥料分だという言い方ができますけれどもね。それから湿地帯へ行かなくて済むというような、そういう判断もあるかもしれませんけれど、やはりどれだけ流れているのかということですね。これはお願いをします。でない、やはり堰のデザイン、沈砂池のデザインというののもやはり問題になるというか、見直しになるかもしれませんということで、上流部お願いをします。それが40番です。

41番、まだまだそれは先なんでしょうけれど、Borrow pitの話。こういうところだと、もうコントラクターが場所を探して土を持ってくるしかないと思いますね。サーティファイド・コントラクターから買うということは考えられないので。ですから、そこで一つやはり問題は、土地を借りるんでしょうけれども、後処理をきちんとしておいてくださいということですね。特に集落のところの近くというのは、私も本当に経験していますけれども、子供たちの転落とか、それから女性、ここには書いていませんけれど女性が洗い物に行ったりしてとか、いろいろ過去に事故が多発していますので、このBorrow pitの処理はきちんとしてくださいということですね。これをお願いします。

それから、Protection Dikeを作ることによって、特に洪水時に湿地帯に下流域に一気に大量の土砂・水が流れ込むという、そういう危険性。今まではオーバーフローしていて水田等に入っていたのが、このProtection Dikeを作ることによって一気に流れ込むということの危険性ということもあり得ますので、その辺もシミュレーションをしてくださいということで、41番まで結構です。主査、どうぞ。

原嶋主査 大丈夫ですか。じゃ、とりあえずは次、長谷川先生。

長谷川委員 42番です。ここまで私が質問、あるいはほかの委員の方からも少し関係したものがあつたかと思うので、それとかかわりがあります。

ここでも代替案についての話でして、代替案、3点セットだと思うのですね。スコー

ピングをやるときにはどの代替案かというのが非常に重要になってきて、最初のほうにもありましたように、三つあった代替案のうちのどれを、どんな判断基準で選考したかという、その判断の経緯ですね。これが一つ大事なところがあります。

それから二つ目は、先ほどあったように、まだ代替案の1と2の間で揺れ動いているというところがありますから、そこをもう少し明確にしながら説明をしていく必要があると思うのです。その説明があった段階で、今回の対象としたスコーピングはどれについてやりましたよというような流れになってくると思うのですけれども、我々こうスコーピングの結果をABCと見させてもらったときに、どの代替案を対象にやっているのかなというのが、まずよくわからなかったのです。

それからもう一つは、今、代替案1と2というその間での少しフレキシブルなところがあるということなので、そこを踏まえてスコーピングをしっかりやっているかどうかということもあります。先ほどあったように、サイズを少し変えるぐらいですから、それほど項目によっては、どちらも同じだということがあるのであれば、それもちゃんと書いておいてもらうということ。

この3点セットがしっかり明記されるなり、実施されていなくちゃいけないかなと思います。後でも助言案どうするか、ちょっと検討させてもらいますけれども、そういうことを感じます。

それから、43番。

今中 基本的に今回のスコーピングは代替案1で進めていることはご理解いただければと思います。

長谷川委員 そうですか。そこまで、代替案2なんていうことを複雑化する必要はない。

今中 はい。そうです。

長谷川委員 そうすると、代替案1を選んだところをしっかりと、ということですね。

今中 そうです。

長谷川委員 わかりました。

43番にいいですか。お答えいただきまして、ありがとうございました。 はこういう気象条件で塩害は無視できるということですか。はい、わかりました。

と と と 、これについては、3番目の船運以外はやはりまだ再検討の余地があるんじゃないかというふうなご回答だと思います。この段階で、 は積極的に「B-」ともしておりますが、ほかは「C」「C」としてやっていただくということで、はい、ありがとうございました。

以上です。

原嶋主査 清水谷先生。

清水谷委員 44番ですけれど、水質についての質問について回答いただきまして、ありがとうございます。一応、どこを対象にしているかということは理解できました。

私の意図はまた、マトリックスをやるときに、この水質がラムサール条約の湖や湿地に影響を与えるのではないかということで、ある意味そちらのほうまで考慮をしていただく必要があるのかなというつもりで、JICAさんのほうがどこまで考えておられるのかというのを確認するため質問させていただきました。これについては後でまた、質問といたしますが、コメントをさせていただきます。

続きまして、45番についてですけれど、これも貧困層の部分についての「B+」とか、「B+/-」についての評価は、貧困率を一応サーベイされたことを基本としてつけられたということで、理解しました。ありがとうございます。結構です。

原嶋主査 46、47、柳先生。

柳委員 46ですけれども、コミュニティ分裂だけではなくて、水利用、または水利権及び入会権のところ「B-」「B+/-」となっているので、それもちょっとおいていただいたほうがいいと思ったのです。けれど、これ、コミュニティ分裂のところしか書かれていないので、水利権のところにもちょっとこの点を入れておけばよろしいかなと思います。

それから、47ですけれども、これは質問なのですけれども、コミュニティ湿地管理計画を策定されるということで、ワークショップをやってコミュニティの合意形成を図るということですので、この改善策というのはそういったコミュニティ合意形成のことを言っていると、管理計画を作って実施する、ということだというふうに理解します。結構です。

原嶋主査 では、48番、米田さん。

米田委員 先ほど出ましたナイル川の国際的な問題の話で、説明はわかりました。今調査中であるということで、ただ、最終的にはここも非常にきちっと説明しないと、幾らたまたま最近エジプトが態度を変えたとしても、またいつ変わるかわかりませんし、国際的な説明の非常に重要なところだと思います。

以上です。

原嶋主査 49番は、先ほど米田先生からもいろいろ洪水制御の問題出ておりましたので、特にこれ以上はないです。

50も、結構です。

51番、谷本先生。51番と52番ですね。

谷本委員 51番。やはり、まだ農薬、肥料、化学肥料は使われていないとはいえ、使われていくということであれば、化学分析もするということが必要です。目視だけではやはり問題だと思いますので。それだけ、51番はもうそのようなお願いをします。結構です。

52番は、定性的なところが影響度が記載されていますが、図の8.1ではインパクトのところに書かれていないということなので、これは整合性をとって書いてくださいということですね。

それから後半の、水田にするということですね。多目的な水田の機能という、貯留効果と、それはそういうことで理解をしました。自然の湿地の状況と水田にすることによってどれほど貯留効果が変わるのか、その辺は私も定かではありませんので、後半のところの質問はこれで了解をしました。前半の部分は整合性をとって書いてくださいということで結構です。

では、53番のほうに移ってください。

清水谷委員 53番と54番ですが、今回、質問ではなくコメントを書かせていただいております。これも、オペタ湖・ビシナ湖においても同様な調査を行ってほしいということで、水質及び動植物の調査なのですけれども。

回答については、対象地区及びその流域が下流地域に当たる面積が小さいということであると、JICAさんが今頭の中で思い描かれているのは、かなりラムサールの湿地に対する影響はあまり出ないんじゃないかということで、そういう設定をされているような感じがするのですけれども、実は、出ては困るからいろいろ分析というか調査をやっていたきたいということで、こういうコメントを書かせてもらっております。

54番も同じように、一番私が懸念しているのは、やはり化学肥料等や農薬等を作物がよく育つという理由から一方的に使われて、結果的にその下流域のラムサールの湿地や環境に影響が出るということを懸念しているわけですから、やっぱりそこにどういふ影響が出るのか、単なるモニタリングだけではなくて、計算をしていただきたいと。計算とか、あるいは因果関係……

今中 どのように計算したらいいか教えていただけませんか。我々もここに記載していますとおりに、実際にオペタ湖・ビシナ湖のシミュレーション、そこでの農薬の蓄積とかをシミュレーションしたとしても、そこにこの流れ込む水というのは、かなり複数地域から来ておりまして、この事業によって影響されるものがどれなのかというのを確認するのも難しいため、灌漑開発地域におけるモニタリングというのをメインに考えているんですが。

原嶋主査 ちょっと今の点、実はほかに12番とか、37番であるとか、39番であるとか、全体として多分その化学肥料・農薬、除草剤、これの現状とその開発後の利用と、それがどういう形で、特に下流のラムサール湿地に対する影響ということで、ちょっと書きぶりが全体にここ、我々から見たら統一されていない部分があって、多分悩ましいところもあると思うのですけれども、現状の認識としては何……多分増えますよね。多分ちょっとこれも何とも言えないのしょうけれど、それはどう考えていらっしゃるか。全く考えていらっしゃらないということはないのしょうけれど、水田を開発して灌漑することによって農薬の影響というのは、定量的にできないとかできるとかというその限界もあるのしょうけれど、現状についてはどう考えていらっしゃるのですか。増えるというふうには理解され……増える方向ですよね。

今中 増える可能性はもちろんございますが、まず……

原嶋主査 十分あるわけですね。それに対してどう対応をとるか。幾つか書いてあるところによっては、モニタリングするとか、適切な水管理を指導するとか、いろいろ書いてあるところによって何かトーンが違うのですけれども、全体としてはどういうふうに我々は理解しているのですか。できないことはできないと言っていたとしても結構なんですけれども。

天目石 肥料の使用に関しては、やはりこれは生産性を向上していく、水稲作にして生産性を上げていくということになっていきますので、これは肥料は、施肥は行う可能性というのは確かにあると思っています。これは、ほかに稲作のプロジェクトが行っておりますので、そこで示している主要な肥料、窒素、リン酸、カリというのがありますけれども、どういう割合というのがありますのでそれを念頭には置きますが、ただ、これは農家さんの判断することなので、肥料もそんなに安いものではないと思いますから、それがそのまま適用されるということは恐らくないだろうというふうに思っています。

あとは、今回水田になっていきますので、この中にも回答させていただいています、畦畔をちゃんと作っていきますので、通常の畑地で施肥を行う場合と比べると、やはり肥料の成分というか、そういうのが流れ出す可能性というのは、割合というのは減ってくるだろうというふうには想定はしております。

我々のほうでは、現段階ではそれほど大きな影響は与えないのではないかと、そもそも河川の流量のうち、この灌漑に使うのはごく一部に過ぎないということになっておりますので、その中で……

原嶋主査 逆に言うと、そこはとても重要で、さっきも申し上げましたけれど、その下流域に重大な影響を及ぼさないということであれば、そこを証明というのは大げさな言い方ですけども、限界はあるかもしれませんが、そこはちゃんと押さえておかないと。こちらもそれはシミュレーションが、あれやれと言ったってそれはできないことがあるかもしれないので、それはわかりますけれども、できないことはできないとしても、そこはとても重要なところなんですよね。今おっしゃったように、何となく別にまあこうでこうであまり重大じゃないでしょうねというのは、ちょっと不十分な感じもするし、逆に言うと清水谷先生みたいにあれやれこれやれといってもできないこともあるかもしれませんが、そこはとてもガイドラインとの整合性というかな、との関係でも非常に重大なポイントになるので、このままほかっておくわけにはいかない問題になると思うんですよね。こっちは、それはそんなに流れませんよと言っているし、でも、やっぱり増えるだろうとは思っているし。そこは、これからどう解決したらいいでしょうかね。逆に、一番重要なところだと思うのですけれどもね。

要は、ガイドライン上、指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならないと言っているわけですけども、下流域にラムサール湿地があって、ゼロか100かわかりませんが、農薬ないしそういったものが増えて、部分的には流れていくかも

しれないとも思っているわけ、ただそれね、重大じゃないと言われてもね。今の説明が悪いわけじゃないのだけれど、あまり説得的じゃないですよ、それだけではね。多分ご本人もそうだと思っているでしょうけれど。そこがポイントなんですよね。今後、多分、そこがポイントなんです、一つはね。そこをどう説明できるのか。

できないことはできないでもいいのしょうけれども、そこはガイドラインに抵触するかしらないかの、一つのポイントになりますのでね。

天目石 なかなか難しいところではあるのですけれども、このご質問の36番で書いてあるような、(DAP62.5kg/ha Urea125kg/ha)というのは、これは基準としては示しているものの、これだけ施肥を行うというのは相当な量だと思います。実際にはここまで施肥ができるケースというのは、恐らくは多くないだろうなというふうには思います。

あとは、これをモニタリング、シミュレーションするということですか。

原嶋主査 確かに、その限界もあることも事実ですけれども。

天目石 即座に妙案というのは、正直言うとなかなか。この我々の対象地区からどれだけの……

原嶋主査 ちなみに、あちらにいる方はどなたで。

天目石 プロジェクトの。

原嶋主査 もし何かこの点でご意見があれば。調査団ですよ。

今中 はい。

原嶋主査 とても聞きたいところなので、もし、遠慮しないでご発言いただければ、と思いますが。

西谷氏 農薬に関しては、ほかのJICAのプロジェクトでも推奨していませんので、農薬を大量に使うということは今のところ、当面、例えば5年、10年先、あまりないと、想定していいかと思います。現状でも使っていないと思います。

肥料に関しては、今、稲作振興プロジェクトのほうで提示されている基準量を、計画量として設定しております。天目石課長がおっしゃっていましたように、肥料は下流に流れていっては困るもので、農民は必ず圃場内にとどめようと努力するものであるということを前提として考えております。ただし、やっぱり想定を超える雨が降りますと下流に流れていきますので、その辺の影響については、今の段階で具体的にどういうふうにシミュレーションするかはアイデアは浮かんでいませんが、調査の中でその辺ちょっと検討していくようには考えておりますので、もう少しお時間をいただければと思います。

土砂の流出に関しては、調査団のほうでもちょっと今回調査いたします。それに合わせて、物質の流れを見て、肥料分もどういうふうになるのかというのを多少想定できるデータが集まるかもしれないので、次回ご説明させていただければと思います。

原嶋主査 いずれにしろ、問題であることは事実なのですよね。どういうふうに解決するかは知恵を絞る必要があるのでしょうかけれども、とても重要な問題なので。

清水谷委員 少なくとも圃場の水の出口の部分でのそういった成分を測定することは可能なわけですよね。

西谷氏 そうですね。今回は、この想定にもとづいて調査をしたいと考えておりません。

清水谷委員 それが下流域へ行って、ほかの水系とまざって、それが全体として何%の寄与があるかというような形でいけば、基本的にはどのくらい薄まっていくかということも、それ以上の濃度には絶対ならないというようなことも言えますし、そういう計算から最終的にどのくらい蓄積があるかどうかというようなことも、ある程度、幅が広がるかもしれませんが、定性的には言えるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

西谷氏 その辺のいろんな各種情報を集めて、整理させていただきたいと思いますので。

原嶋主査 いずれにしろ、ちょっと大きな問題なので、その辺作業していくということで、いずれにしろ重大な影響で、どう判断するかはまた難しいですけども、非常に大きなポイントなので、また後ほど。

全体として、農薬とか肥料がばらばら記述があって、答えがちょっと微妙に何かトーンが違うのですよね、この答えはね。それが気になったので、また見ておいてください。

とりあえず、それは後ほどコメントということで当然出てくると思いますので。

柳委員 質問よろしいですか。日本だと農協がありますが、肥料や飼料の売る側の問題です。こちらはどういうふうになっていますか。農民からの聞き取りとなっているけれども、販売業者側から聞き取ったほうがいいのではないですか。この地域にどれだけ出していますというのを。

今中 すみません、ちょっと確認をいたします。

原嶋主査 農薬とか肥料って、どこから入手しているのですか。

西谷氏 大きな町には少し、そんなに大きい規模ではないのですが農業資材屋があって、肥料、種、農薬、こういうものを扱っています。ただ、ほとんどがトウモロコシ用ですね、今扱っているものは。トウモロコシ用には肥料も出ていますが、田んぼに化学肥料を入れる用に行くものはないということです。遠隔地のほうでは県の農業事務所の倉庫に業者が、大量にトウモロコシ植えつけのときに資材を持ってきて、そこで農民たちに販売しているようです。

原嶋主査 供給サイドで把握するのも、日本みたいに農協一元化だと結構楽でしょうけれども、ばらばらだと難しいかもしれませんね。

西谷氏 ただし、町で3軒くらい聞きに行っていたのですが、1軒はちょっと

回答を拒否されました。やはり商売にかかわることはなかなか業者は、話しにくいところがあるみたいですので、その辺はちょっと工夫が要るかなと感じております。

長谷川委員 ちょっといいですか、一つ。有機農業をやるわけじゃないので、やっぱりある程度の肥料等は、農薬、必要だと思うのですね。それで、目標として、目標反収というのがあるわけですね。それを達成しつつ、その営農指導によって減農薬をやっていくということは、現実的に見通しがついているのですか。

西谷氏 農薬に関しては使わないように考えていますが、肥料に関して、稲作振興プロジェクトのほうのある専門家にお聞きしたところ、化学肥料の効果というのはそれほど大きくないのではないかという話が若干あります。無肥料でも結構、今目標6トンぐらいに設定していますが、5トンぐらいまでは、4、5トンは収量が上がるというふうに聞いておまして、肥料の効果があまり大きくないのではないかという情報がありまして、去年行ったときも若干施肥の効果があるかどうかの簡単な試験を、我々も現場に近いところでやっています。今回ももうちょっとそれを継続して、今推奨しているレベルの肥料がおおむね言われるような効果があるのかは確認して、推奨施肥量がそれでいいのかどうかというのは若干検討させてもらいたいと思います。

原嶋主査 あと、ちょっと重要なところなので、ここ、ほかにご質問がありますか。いずれにしても、これは何らかの形でコメントを残すということで。

次、米田先生。

米田委員 55番ですが、それこそ重要なことではないかもしれないのですけれども、一応確認させてください。

これ、ラムサール登録湿地は、この県の中に入ってるのではありませんか。

今中 入らないです。ちょうどここが境界線になっていまして、こっち側3県、右下3県が対象地の県になっています。

米田委員 どこが県の境界ですか。この図に境界はないですよ。

今中 ええ、そうなんです。かなり小さい県になっていまして、ちょうどそのラムサール湿地を境界に向こうの県に。

米田委員 ディストリクトというのが県と呼んでいるものですか。

知念 はい、そうです。

米田委員 ディストリクトが県ですか。

今中 はい。

米田委員 では、最近変わったのでしょうか。というか、例えばラムサールの登録の湿地の地図を見ると、入っているように見えるのですけれども。

今中 ラムサールの湿地のインフォメーションシートに含まれている4県というものも、名前にはラムサール湿地は含まれて……すみません、アタリ地域は入っていません。

米田委員 県の名前が変わっているようなのですけれども、この登録地、ラムサー

ルの地図と、それから今いただいている地図と。ただ、形は同じかなと思っていて。別に県に入っているか入っていないかはそれほど結果として重要な問題ではないかもしれないのですが。

今中 再確認いたしますが、このラムサールの地図は2006年現在のものですね。

村上 すみません、こちらウガンダ側なんですけれども、本件に関して少し訂正事項がありまして、補足説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

今中 お願いします。

原嶋主査 どうぞ。

小林氏 ウガンダでは、ディストリクトの範囲が年ごとにすごく変わってきています。ラムサールの行われた2006年ぐらいの時期から、現在のディストリクトの数というのは倍以上に分割されて増えています。したがって、ちょっとラムサールのときに調べたディストリクトの名前について、最近のデータで調べますと、その分割されたところのディストリクトがラムサールのエリアに含まれていることがはっきりしてきました。

したがって、それにつきましては、表の9.1なのですけれど、ラムサール指定地域のブケデア、ブランプリ、クウェンについてはラムサール地域が含まれているというふうに訂正したいと思います。クウェンは入っていません、すみません。クウェンは境界上にあるのですけれど、したがってブケデアとブランプリ県については、ラムサール圏が含まれていることとなります。

以上です。

米田 ありがとうございます。

次へいきます。

原嶋主査 どうぞ、56番。

米田委員 56番は、先ほどから言っている同じことです。スコーピングマトリックスにも反映してくださいということです。

原嶋主査 ということは、この55番の答えは変わったということですね。

今中 そうですね、申しわけございません。

原嶋主査 いいですよ、大丈夫ですよ。

57番ですけれど、これはこれで後ほどコメントということで結構です。

58番、59番、60番、清水谷先生。

清水谷委員 58番については、域外からの小作人を雇用するということなのですが、域内ではなく域外なのですか。58番の右の回答で、「既存農家が域外から小作人を雇用する」ということなのなのですが、これは域内から人が入ってくるという意味ではないのですか。

木村 こちらの補足させていただきますと、小作人として流入してくる者については、定住を想定していないことで、耕作と定住という言葉で分けて考えております。

原嶋主査 住むわけではないということですね。

木村 そのような理解です。

原嶋主査 農作業はする、小作はするけれど、住むわけではないということですね。職・住が別になるということですよ。

木村 はい。

清水谷委員 わかりました。具体的には何人ぐらいの規模の小作の人が入ってくるのでしょうか。

今中 そこはちょっと現在では特に確定できているものではなくて、調査の中で確認することになります。

清水谷委員 というのは、今回対象になっている地区がある程度広く、新しく農地ができる面積が広いので、それを何人ぐらいで耕していくものなのかというのが、ちょっと予想というか、想像してみたいというものもあるのですけれど。

原嶋主査 関連して、新しく農地を提供するわけですが、その提供はどのようなルールで配分するのですか。

今中 水利組合内での協議とはなるのですけれど、あと、そのコミュニティにおけるワークショップと一緒に実施するというふうになってはいますが、その中で確定していますが、今のところや、その、例えば今は1人で1ヘクタール耕しているとして、それを面積を増やすのかどうかともわからないですし、ちょっとそのあたりは調査の中で協議を進めていく中で固まってまいります。

原嶋主査 オークションをする形で売り出すとか、まあ売り出すというと、言葉はよくないかもしれませんが、そういう形なのか。

今中 その進め方も含めて、調査の中で確認いたします。

清水谷委員 イメージとして、このたびの施設が整った場合に何人規模で、百人規模なのか千人規模なのか一万人規模なのか、どのぐらいの人がこれに供用時かわるようになるのでしょうか。

原嶋主査 面積割る標準的な……。

谷本委員 1ヘクタールでしょう、大体。

原嶋主査 ということは2,000ヘクタールだったら2,000人、そういう規模になる。既存の人たちが何人いるので、そういう人たちは既得権があるので、そのまま当然あるでしょうけれど、それ以外にも新しくということだから、そういう形ですか。だから、ざっくりと言うと2,000人ぐらい、1,000人から2,000人ぐらいの間はもう必ず出るという、そこオーダーとしてはそういうような感じですよ。

清水谷委員 わかりました。

では、ステークホルダー協議のほう、59番、60番ですけど、7月のステークホルダー協議に河川緩衝地帯の被影響住民の参加も図るようにされるといことなのですけど、被影響住民と考えられるのは、土地を奪われる方もおられますよね。奪われ

るといふか、売られてしまったり。

今中 はい、被影響住民とは、用地取得をする対象の方々となります。

清水谷委員 それも入れていただけということですか。

今中 も含めてということですよ。

清水谷委員 わかりました。ありがとうございます。

60番も、回答についてはよくわかりました。ありがとうございます。

原嶋主査 どうぞ、61、62、お願いします。

柳委員 61、これはちょっとコメントにしたいと思っていますので、これはいいです。

62ですけれども、これは了解いたしました。

原嶋主査 実際に民族バランスという怒られるけど、第1回目はその民族、その、いろいろこう、バランスは結構確保できているのですか。

今中 すみません、ステークホルダー協議の出席者ということですか。

原嶋主査 その中での民族的な割合という、ちょっと言葉がいいかどうかわかりませんが、それは結構確保できているのですか。

今中 一応、はい、現地の言語で開催しつつ、その対象となる地域における影響される住民に広く告知しているものとなります。

原嶋主査 特にその特定の民族がなかなか参加しないとか、逆に言うんですね、そういうような懸念されるようなことはあまり起こっていないと理解してよろしいでしょうか。わからなければわからないで結構ですけど。

今中 現在そのようなことは、想定されるとしても協議の中で進められる範囲内と考えております。

原嶋主査 わかりました。じゃあ、これはまあいいでしょう。

63番はこれで結構ですので、あと64、5、6、7で、谷本先生です。

谷本委員 これはもうこれで、はい、整合性をとってください等々で結構です。

原嶋主査 68、柳先生、最後なのですけれど、確かにこれも同じですよ。

柳委員 これも同じですよ。コミュニティごとのワークショップを開催するときの言語は、これはコメントにしたいと思います。

原嶋主査 あと、全体を通じて何か確認しておきたいこと、幾つかちょっと残ったことがあるので、場合によっては一回休んだ後の冒頭でレスポンスいただければいいと思いますけれど、何かありましたら。

ちょっと量が多いので、また少しお休みを入れて調整に入りますけれども。

どうぞ。

木村 32番のところを確認しておりました、多目的小規模ため池の併設案の検討ですけれども、第1期のマスタープランの段階で10ヵ所を対象に灌漑開発計画検討をいたしましたけれども、こちら事前の概要説明の際に使わせていただいたスライド7枚目

になりますけれども、この10地区の中で特に3番にありますオミリオ地区につきましては、備考のところに書いておりますとおり、古い崩落したため池を修復してダムとして使う案を検討の中に含めております。

10地区、比較検討いたしました結果、現在のF/Sの対象地区からは外れておりますけれども、第1期のマスタープランの過程ではこういった案も検討の中に含めておりました。

柳委員 今回の説明は小規模なダムがある、ため池があるところを一応、案の中に入れているという意味ですか。

今中 既存の設備があった場合、または使用されていないものがあった場合は、それを生かした案というのを代替案整理のときには検討してはいましたが、今回のF/S対象2地区に関しては、

柳委員 その中には入っていないと。

今中 ええ、そのとおりです。

柳委員 この検討のときに、小規模のため池は、まだ現地には、そこにある以外にもあるのですね。特に何も記述がないので。

その点を本当は项目的に取り上げて、検討する必要はどうか。それはどうしてそんなことを言っているかということ、結構資材を投入してといいますか、人的それから期間もかけてこれまで推奨してきてやってきたように思うのです。そういった努力をあまり評価していないというのも、同じJICAでやっておきながらどういうことなのかちょっと気になります。先行調査の活用とは、アセスメントの世界ではティアリングと言っているのですけれど、適切なティアリングが行われていないというのはどういうことかなと、ちょっと疑問に思って質問をしたのです。けれど、まあわかりました。それはちょっとはやったということですね。本当は大々的にやっていただければよかったなと思ったのですけれど。

原嶋主査 あと、ほかによろしいですか。一旦、じゃあお休みということで。

午後3時49分休憩

午後3時59分再開

原嶋主査 では、時間もあれですので、後半戦といいますか、もとに戻りまして、問題点を確認しながらコメントをセレクションするという作業に入ります。

1番、2番、3番、4番は、特にそれぞれ質問ですので、これはコメントとしては特に必要ありません。

5番についてですけれど、文章はちょっとあれですけれども、回答のほうをちょっと利用させていただいて、「幹線用水路・二次用水路沿いに設置される管理用道路による環境影響について、考慮すること」とりあえずそうしておいてください。

あと、6番はそのまま、とりあえず残しておいてください。

水利組合の問題は、多分全体……

今中 すみません、このまま助言として。

原嶋主査 6番はそのまま、はい。質問のほうを。

今中 こっちですね。

原嶋主査 すみません。とりあえずそうしておいてください。

水利組合については多分、谷本先生いろいろありますよね。だから、ちょっとこれは、これというよりは、また別のところであれしますので。

谷本委員 一緒に、じゃあ……

原嶋主査 一緒にやりますか。水利組合の問題について多分いろいろ。

谷本委員 あると思うので、はい。

原嶋主査 どれが一番ですか。むしろ谷本先生にこれは……

谷本委員 私のところでまとめますので、一緒に……

原嶋主査 じゃ、そうしましょう。ここはちょっと、7はそういうことにしてください。

8番は特に要りませんので。

9番ですね。9番以降ちょっと、多分大きな問題があると思いますので。

谷本委員 9番は、助言に残してください。せっかくですので、やはりいい調査をフェーズ2でやっていただきたいので。

ちょっと申し上げますと、私のほうの言葉の「2008年から」は結構です。「先行のJICA技術協力プロジェクト」ですね、「SIAD」ですか、「から、本事業にとって得られた課題・教訓」、そこでカンマを入れてください。4行目の、そこでカンマしてください。それで、「具体的には、農業・灌漑開発、湿地の保全、土地利用」、まあ「土地所有、土地利用」ですかね。「などについて、具体的に得られた課題・教訓を再検証し、フェーズ2調査に生かすこと」という形にしてください。ちょっと言葉はまた後ほどきれいにしますけれど、フェーズ2調査に生かすことと。再検証していただきたいと思います。お願いします。それが助言の三つ目かな。

10番は、これはちょっと、すみません、けんかを売ったようで申しわけないんですけど、これは結構です。

11、12、それから13も絡むかな。13、14、15、16ですね。ここは、ちょっと長いのですが、一つの助言にまとめさせてください。

では読みますので、よろしいですか。

「本事業の持続性の確保のために、以下の点について、フェーズ2調査では十分な検討を行い、モデルを作成し、DFRに記載すること」と。

それで、片括弧の1、丸でも結構です。三つ申し上げます。

1点目は、「換地」で「(交換分合)」と入れてください。「換地(交換分合)を含め、農民によって実施される末端圃場(区画や規模)」ですね。後ろに、交換分合のところ、括弧で包んでください。「農民によって実施される末端圃場及び用排水路の

整備」ですね。このモデルを一つ。

丸の2番目、「中央政府・地方政府による基幹施設」ですね。「並びに農民・水利組合による末端施設の維持管理」。

それから、3番目ですね。3番目は、「種もみの確保」、まあ購入でしょうけれども。それから「圃場の整備から、収穫後処理に至る一連の作付体系」、クロッピングパターンですね、作付体系、これについてのモデルを示してあげてください。

渡辺 谷本先生、もう一度お願いします。収穫後処理の後、お願いします。

谷本委員 収穫後処理、はい。ですから、種もみの確保。まあ、圃場の整備というのは、なわしろづくりとか、そういうの。ちょっと言葉はいろいろですけど、収穫後処理まで。「を含む」、あ、「までの」、「作付体系」。これは農家の人たちが行う一連の作業ですね。これをきちんとモデル化してあげてくださいと。

それに加えて、行を変えてですね。「これらのモデルをより明示化、明示的にするために、展示圃場の」ですね。「デモファームの、展示圃場の、実現性を検討すること」と。これを入れてください。「実現性を検討すること」、まあ「検討し、ドラフトファイナルレポートに記載すること」ということですかね。

という形で、助言の、ですから11番、それから14番、15番、16番あたりが、ここへ入ったと思います。

原嶋主査 水利組合はどうしますか。モデルということではなくというか、水利組合の維持……

谷本委員 水利組合のところは、次に一つ。はい。

あ、水利組合ですか。どこかで入れましょう。水利組合は、維持管理のところに入れるかな。

原嶋主査 分けるか、一緒に、はい。

谷本委員 少し分けましょう。

原嶋主査 わかりました。では、とりあえずここまで、16番まではこれで。

谷本委員 もう一つ、すみません。12番関係で一つ。これは、多くの方々の関心事項というか、なので、こういう助言でいいかどうかということですね。ちょっと案を申し上げます。

「肥料・農薬」ですね。「残分を含む圃場からの排水が下流域の湿地帯」でカンマしてください、「特にアタリ地区ではラムサール条約登録のオペタ湖の生態系に及ぼす影響について」ですね。「日本やアジア諸国の事例を検証し、フェーズ2調査でも必要な調査を行い、その結果をDFRに記載すること」と。

ちょっと二つの作業をやってくださいということですね。一つは事例を分析してくださいと。その事例を参照しながら現場の調査を行ってくださいと。現場の調査については、ちょっとほかの委員の先生方の、また意見をここへ入れていただければと思います。

原嶋主査 それはまた多分ほかのところにも関連するので、それで頂戴して、前に進みます。

谷本委員 はい。それで、16。

米田委員 これだと検証だけですよね。事例検証だけ。調査もしてくださいという話……

谷本委員 あと、だからフェーズ2で何をやっていただいたらいいか。それをちょっとまた皆さんのご意見を。

原嶋主査 スコーピングのところ、少し関係してくるのですよね。スコーピングのところ、あの……。

谷本委員 入れますか。じゃあ、もう「検証すること」で、ここはおさめましょうか。

原嶋主査 スコーピングのところたくさん出てくるのですね、農薬の問題がね。

谷本委員 そうなんです。

原嶋主査 これはこれで文章いただいて、後ほどちょっと。

谷本委員 はい、じゃあ、また判断してください。それで16番までは一応終わりました。

原嶋主査 では、とりあえず17番。

長谷川委員 17番は要りません。

原嶋主査 18番、19番。

清水谷委員 18番は落とします。19番も落としてください。

原嶋主査 20番、柳先生。21番は、これは重要ですね、ここ重要ですよ。21番。

柳委員 21番を、回答を踏まえてちょっと修正してください。下から2行目ですね。「関連する生態系サービスを強化する持続可能な水田農法を検討し、提案すること」。

今中 すみません柳委員、「関連する生態系サービス」……

柳委員 「関連する生態系サービスを強化する」まではこのままで、その「方策を併せて」というところをとって、そこに「持続可能な水田農法を」と入れて、「検討し、提案すること」としてください。

頭は全部、頭からずっと関連するところまで全部、それ、生きなんです。

渡辺 柳委員の質問文のところですよ。質問のほうですよ。

柳委員 そうです。上からずっと全部イキで、それで「強化する」ところまでは全部イキです。

清水谷委員 これは、代替案の検討とは関係がありますか。

原嶋主査 あるよね。相当だぶってくるね。とりあえず文章いただいて、その後に米田先生のところがとても大事なので確認を。ちょっと順番はまた後から変えるかもしれないけれど、これはこれでちょっと。

次、米田先生のところ。一応、私はそう思うのですけれど、ガイドラインとの適合

性はきちっと説明していただく必要があるので、22番ですね。だから、むしろ23番は要らないのですけれど、22番でまとめていただいて。

米田委員 ガイドラインの部分を残したほうがいいですか。

原嶋主査 あ、残さない、とりあえず、米田先生のお考えを教えてください。

米田委員 私の考えていたのは、最後のところを残す形で、少し修正しますが、「ラムサール条約登録湿地への」という段落を使う形ですが、最初は、「プロジェクト対象地の下流に位置する」ですかね、「下流のラムサール条約登録湿地の生態学的動態を明らかにし、水量、水流の変化、プロジェクト対象地の土地利用変化」、括弧内は削除、「が及ぼす可能性のある生物学的、社会学的影響を評価し、DFRに記述すること」。

原嶋主査 わかりました。それで結構です。

米田委員 ということを考えましたが。

原嶋主査 結構です。ここに、「プロジェクト」とか「事業」とか、統一しておいてください。

それと関連して、23番のところですけど、ちょっと順番は後から考えますけれども、コメントをペーストしていただいて。

一番最初、「本事業では」ちょっとさらにその後削除していただいて、「代替案の検討」まで、そこまで削除。「ラムサール条約……エリアを選んだ。そのため、本事業によってラムサール登録湿地に重大な影響を及ぼすか否かについて」ちょっと言葉はあれですけども、「重大な影響を及ぼしガイドラインに抵触する懸念」とりあえず「懸念がある」ということにしておいてください。「抵触する懸念」というか、「おそれがある。」とりあえずそうしておいてください。「抵触するおそれがある」、「抵触することが懸念される」で、「本事業のガイドライン適合性について、十分DFRで説明すること」とりあえず、そうしてください。

あと、24番は結構です。

25番も結構です。

では、谷本先生、26番お願いします。

谷本委員 26番、じゃあ。

原嶋主査 さっき少し出ていますよね。

谷本委員 ちょっと申し上げますと、「受益地の開発規模に対して、経済性（建設費、維持管理費）並びに社会性」という、これもまあいいのかどうかですけども、括弧して、「（土地所有、土地利用）の観点から、本事業で三次水路を建設する必然性、有効性をフェーズ2調査では十分検討し、その結果をDFRに記載すること」というふうにしてください。

今中 すみません、もう一度お願いできますか。経済性、括弧、建設費、維持管理費。

谷本委員 で、はい、維持管理費。

今中 並びに。

谷本委員 「社会性」として、まあ土地所有、土地利用。

今中 土地……。

谷本委員 「の観点から」ですね。いいですか。「本事業で」

今中 「本事業で三次水路を建設する」。

谷本委員 「必然性」それから、「有効性」ですね。「をフェーズ2調査で十分検討し、その結果をDFRに記載すること」と。

よろしいですか。では、どうぞ、主査。

原嶋主査 次は、はい、どうぞ。

長谷川委員 27番ですけれども、米田先生から累積影響の話が出て、回答では全ての候補地の開発を想定しないのでやりませんというふうにあるのですが、助言対象として、マスタープランについてもいろいろと助言をもらいたいというふうなことなので、SEAについて少し、27番、代わりの文章をちょっと入れさせてもらおうかなと思います。

「第2期調査においても、SEAの補完作業として、全ての対象地区を踏まえた累積的影響を可能な限り調査すること」。「調査すること」というのは、いいのかな。

「考慮すること」にしますか。

今中 すみません、累積的な影響を可能な限り、どういうふうに考慮するのですか。

長谷川委員 調査。

今中 調査を。

長谷川委員 本当は予測までしてほしいのですけれどね。なかなか。調査、予測、評価することみたいな。

今中 具体的に例えば何を、すみません、ご存じのように今回のマスタープランというのはSEAの考え方に基づいて、はっきり言って全事業を同時にすることや、全事業が実施されることを前提にしていなかったために、ほぼ10カ所のIEEをやったというマスタープランになっているのですね。その10カ所のIEEをする中で、そのSEA的な考え方を考慮したということになっているのです。

長谷川委員 それは単に10カ所についてIEEをやりましたと。要は、単発でやられて、それが……

今中 はい。ただ、IEEを10カ所選ぶ際に、そのSEA的な考え方に基づいて、もちろんその10カ所分のスコーピングとかも考えていますし、ステークホルダー協議なども開催していますし。

長谷川委員 そのSEA的な考え方というのは、具体的にどんなふうに。

今中 JICAのガイドラインでは、2ページ目の7ポツなのですが、お手元にございますか。戦略的環境アセスメントというものをここで定義しているのですけれど、事業

段階の環境アセスメントに対して、その上位段階の意思決定における環境アセスメントのことをいうということにしています。事業の前の計画段階や、さらにその前の政策段階で行われるものがあるというふうになっているのですが、今回はその、かなり計画レベルのもので、プロジェクトを想定した上でのマスタープランとなっておりますので、例えば政策レベルのマスタープランのSEAとはちょっと位置づけが違うのですよね。ですので、累積的影響という観点でも、今回のマスタープランでは記載がないことになります。

長谷川委員 おっしゃることはわかります。ただ、私の理解としては、SEAというのはその時間軸の中で、前の段階からかなり計画段階、政策段階からやっていくということと、それから面的になるべく広いところを見てやるという、二つの方向性があると思うのですね。時間軸で言うと、このまさに7番に書いてあるようなことですが、SEAのもう一つ、さっき私が言ったあたりでいうと、単発でやるというこの影響だけ、それが水でつながっている10ヵ所を同時にもしもやったというような想定が。

今中 それをやることを想定していなかったのが、累積的影響というのが今回含まれていないのですね。

長谷川委員 想定していなかった、わかります、それ。

今中 ですので、それをこれから調査をするというふうになりますと、ちょっと若干この、今回のF/Sを実施するという目的のもとでマスタープランを実施しておりましたので。

長谷川委員 そうすると、パワーポイントで事前説明のときに、助言対象としてフィージビリティはどうするかとか、それからマスタープランについても、助言もできたら受けたいという話があったので。

今中 そうです、そのとおりです。

長谷川委員 だから、今のSEA的なところをもう少し累積的なところが今回できないかという。

今中 ただ、ご理解いただきたいのが、我々の今回理解しているSEA的な理解というものが、政策レベルのものではなくて、かなり計画、プロジェクトレベルのものに落ち込んでいるマスタープランなので、累積的影響を検討するマスタープランではなかったことをご理解いただきたいんですね。

渡辺 SEAの定義に入ってしまうと、またこれは議論が尽きないということになると思うのですが、実際問題としてはこのプロジェクト自体、案件概要のときにご説明申し上げたのですけれども、基本的にはカテゴリ-Aの案件ではないマスタープランとして、先ほど今中が申し上げたような形での、SEAのまさに定義にもよるとは思いますが、IEEレベルの環境社会配慮をやりながらということのレベル感のSEAしか想定していなくて、他方、こうやって案件が見えてきたところで、やはりものによ

ってカテゴリーA相当の部分のF/Sもやらなくてはいけないということで、調査の途中でカテゴリーをAという形にして、F/S対象の2件については今回こうお話ししているということになります。まさに案件全体会で我々のほうからマスタープランに対する助言もいただきたいという形ではあるんですけども、他方、調査の進行を考えますと、事業部門のほうとしてもやれる範囲というのが限られておりますので、そこは助言は助言として長谷川先生なりからいただいて、多少そこは事業部門のほうで、どこまでできるのかというところはお任せ頂きたい。

長谷川委員 だから私ごり押しするつもりはなくてね、「可能な限り」と言ったではないですか。しかも今回フェーズ2でマスタープランについてもちょっと何かできないかとおっしゃったので、可能な限りこんなことはどうですかと言ったのです。この場で突き返されちゃうと、助言にも何もならなくて。

今中 ただ「可能な限り」というのがどういう程度のものになるのですか。多分、このままいってしまいますと。

渡辺 まあ、そこはこちらのほうで。

長谷川委員 それは、そちらで考えてもらわないと。

今中 でも、ここで整理しておかないと、我々もこの後ちょっと調査をするにしても、どの程度のものをお考えになっているのかというのは、教えていただきたいのですが。

渡辺 そこは逆に事業部門のほうで、この部分でどの程度、今からできるのでしょうか。具体的に今こうなるというのは示すことはなかなか難しいとは思うのですが、例えばそのナマタラ地区の部分があるので、その部分の調査に付随する形で何か、例えば特定の流域部分については、そこが必ずしも厳密な定量的な調査になるかどうかはまた別問題かと思えますけれども、どの程度できるのかを確認させてください。

原嶋主査 ただね問題なのは、累積的な影響という言葉がいいかどうか分からないですけど、長期的なシナリオを今後作っていかれる中で、全体として例えばその灌漑地が増えることによる、その現状をベースにした上で、その幾つかのインパクトが、幾つかの項目で大きくなるだろうとか、小さくなるだろうとか、それははっきりと出てくると思いますよね。だから、そういうところの、まあ調査って……影響全体の把握が難しいけれどね。

長谷川委員 数字で厳密に示すとか、そういうところまではいかないと思いますよ。ただ、一つの場所だけでやって、農薬を使ったり肥料を使ったりして、いろんな対策も行って、このぐらいい出るかもしれないということがある程度わかりますよね。それが一つだとそういうことで済むのですけれども、それが10ヵ所集まったときに、水の量が限られていますし、希釈能力がどうのこうのということもありますし、そうすると、一つだけでは、二つだけでは、それほど大げさなものにならなかったのだけ

ども、その辺のあたりをつけるという形で、ちょっと大きく考えてみたらどうかというあたりを。

原嶋主査 累積的な影響って、簡単に言うと、既に答えのほうに出ていますけれど、第2期で予定されている長期開発計画の策定、これによる環境社会への影響というものを考えてほしいということなのですね。

長谷川委員 ただ、この場合言っている長期何とかというのは、何でしたっけ、三つ目の候補地、ここだけに限って今やろうとしているのでしたっけ。

今中 はい、これはモデルケースとして一つ、はい、検討しております。

長谷川委員 そうですよ。同じマスタープランといっても、その1カ所だけなのですよね。

今中 はい。

長谷川委員 だから、私が言っているのは、そのほかのも含めて、10カ所ぐらいどうなのかなという話なのですね。それが難しいということですか。

渡辺 すみません、事業部門のほうの見解をちょっと。

天目石 一応、今までプロセスを踏んで絞り込み、当初14カ所あったのです。そこでラムサール登録湿地が入っているのは除外し、あとは県のほうの開発計画、湿地の扱いですね、それも検証して10地区にし、それで今回絞り込んできてはいます。

先生のご意見というのは、もとの10カ所に関して、また戻ってというようなことですかね。

清水谷委員 最低限、その水系が1カ所に集まってくるところを一つのグループとして、そのあたりの累積的な影響をある程度見ていただければ安心するのですけれども。

今中 ただ、その、何に対する累積的な影響になるのですか。

長谷川委員 この事業はやる、この事業はやらないということとは、また別だと思ふのですよね。

米田委員 私が一番気になったのは水量です。

今中 水量による、10カ所が例えば一遍にやられたときの。

米田委員 全部灌漑したときに水量がどのくらい減るのかという……

原嶋主査 同じ流域の中でだったら、それは結構、可能性はあるのですよね。

長谷川委員 逆に言うと、今、2カ所はやりましょうということになっています。これがほかの箇所も一応候補としては挙がっていて、そこをまたやり始めたら、2カ所で済んでいてまあまあよかったところが、ちょっと影響がありそうだから、ほかの8カ所はやめてくださいね、みたいな逆提案になるというかね。マスタープランのSEAの役割というのはそういうところもあるわけで、今そういうところをやるから、それだけやればいいんだという話ではなくて。

原嶋主査 念頭に置いているのは多分、同一水系、水流域の中で、もし可能性があるのであれば、それは累積的影響って、その量にしても質にしても結構起きる可能性

はありますよね。

今中 私はそこを明確にさせていただきたいだけなのです。累積的影響というふう
に一言でまとまっているのですけれど、何の累積的影響を検討すればいいのか。水量
というのが一つ挙がってきましたけれど、それ以外に検討されている、その「可能な
限り」という。

長谷川委員 水量、水質、あるいは生態系への影響。

原嶋主査 条件としては、同一水系の中にあるサイトの場合には、非常にそれは水
に限らず、生物に限らず、十分考慮する必要は出てきますよね。

長谷川委員 ただ、それ全部はできないんでしょう。

今中 いや、なので、例えば今回のF/S2地区と同一の水系にある10カ所の中のもの
について。

長谷川委員 そうそう、そういう条件を絞ってほしい.....

原嶋主査 そういう話をしているのですよ、もちろんそういうことですよ。

今中 そういうことでもよろしいですか。であれば、ちょっとここは一緒に。

原嶋主査 だから、同一水系という条件に該当した場合には、一定の累積的影響に
ついてしっかり特定してほしいとか、そういうことはかなり確実に言えますよね。そ
れ以外の可能性もないわけじゃないのでしょうけれどね。

米田委員 同一水系というか、その何への影響かということなのですけれど、もし
それがラムサール登録湿地への影響ということになれば、ラムサール登録湿地に流れ
込む水系全てということになる。

原嶋主査 それに限らず、むしろね。ラムサールだけではなく。

米田委員 だから、今回の10カ所のうち。

天目石 今の点、ぜひ。我々のほうで今回ご提案しているのは、特にシロンコとア
タリという二つなのですけれど、米田先生のほうからのお話は、それ以外のところも
含めてというような。

長谷川委員 いやいや、そこは.....一応、先生、集水域ということを見ると、一
応ウォーターシェッドで一纏まりということにはなるのですか。

今中 ただ、ごらんにいただきたいのは、ウォーターシェッドはこの、これなんで
すけれど。

原嶋主査 現実にはどのぐらいかぶっているのですかね。

今中 現実のところ。

米田委員 ほとんどのプロジェクトが流れていっていませんでしたっけ。

今中 ちょっとわかりにくくて申しわけないのですが、ここがオベタ湖のウォータ
ーシェッドなんですね。

原嶋主査 赤いのがウォーターシェッドなの。

今中 ウォーターシェッドです。ビシナ湖というのがここにありまして、ビシナ湖

のウォーターシェッドが、このさらにピンクの部分を広げた部分で、この、さらに...

...

原嶋主査 左側の大きな。

今中 が、キョガ湖といいまして、もっと大きい湖がこちらのほうにあるのですけれど、そのウォーターシェッドになります。今回対象10地区になったものが、こちらの地図なののですけれど、4と6が、4がアタリ、6がシロンコなんですね。これでごらんいただきますと、5のところは同じウォーターシェッドに多分含まれておりまして、その後、7、8、9、10、3とか、離れているものになるので。

例えばなんのですけれど、4、5、6の同じウォーターシェッドにかかっている部分について、累積的影響を今回その水量、水質の面で定量的には難しかったとしても、定性的に評価しDFRに記述するというような形でよろしいですか。

長谷川委員 いいんじゃないですか。現実的で、それでいいと思います。

今中 ありがとうございます。

長谷川委員 まさにそういうことだと思いますね。ありがとうございます。

原嶋主査 ラムサール湿地に入り込んでいくところ。

今中 そうですね、助言としては今、同一水系という言葉を使っているのですけれど、これでよろしいのですよね.....。

米田委員 とりあえずはいいです。ラムサール湿地に限らず、このウガンダの水系ってほとんど全部、こう一直線につながっていますよね。だから、最終的にそれこそナイルまで流れていくことを考えたら、全部の灌漑プロジェクトが影響してくるのですけれども、まあ、そこまでは言わないことにして。最初に考えたのは、そういうことまで考えてはいたのですけれども、とりあえずここではそういうこと.....

原嶋主査 第2期調査というのはフェーズ2のことを言っているわけですよ。ちょっと言葉、後で整理するとして、まあいいです。

あと、「ほかん」というのは保管じゃないよね、補うだよ、違う。

長谷川委員 フェーズ2に統一しますか。

原嶋主査 それは後で。それは文章はまた後でという形で。

とりあえずはそれで、またあと直しがあつたら言ってください。

次、29番から。28、29。

長谷川委員 すみません、長いこと。28番は、これ要りません。

29はちょっと残したいのですけれども、前半部のところだけですかね。ちょっと「アタリ地区」からずっと入って行って、「どの代替案」の前に、「スコーピング対象として」と入れてください。そうすると、後のほうも入るので。

今中 すみません、ご質問のほうの「アタリ地区、シロンコ地区、それぞれについて、どの代替案」。

長谷川委員 その前に「スコーピング対象として、どの代替案が最終的に選考され

たのか、判断基準も含めて明記すること」と。

これは42番とちょっと合体した形なのですからけれどもね。ちょっと無理があるかな、この合体は。

原嶋主査 また42のところ。

長谷川委員 はい。

原嶋主査 清水谷先生、お願いします。

清水谷委員 30番は落とします。

31番を残します。

原嶋主査 31番を残す。これ、ちょっと長いですね。

清水谷委員 右側のほうの回答のほうを使いますけれど、「第2期調査において圃場形状、水路のレイアウト、取水施設の位置/個数、洪水防御堤防のレイアウトなどを比較検討すること」。「比較検討に含めること」としますか。

原嶋主査 第2期調査って、これはDFRの前のことを言うわけ。どこを指しているの。

今中 本調査のことが第2期調査です、すみません。

原嶋主査 第2期調査。では、フェーズ2で言われているのもそれですね。

今中 調査2ということですか。

原嶋主査 それは統一させましょうか。第2期調査、今は第2期なの。

今中 はい、そうです。

原嶋主査 今がフェーズ2、フェーズ2と言われているのはそこを指しているわけ。

今中 はい。

原嶋主査 大丈夫ですか、それで。

今中 はい。

原嶋主査 わかりました。

今中 ですので、基本のご助言は「調査」というふうに記載させて……。

原嶋主査 はい。あとは、言葉はどうか、先生。

清水谷委員 「比較検討し、DFRに記述すること」と。「その結果を」ですか。「その結果をDFRに記載すること」。

原嶋主査 それは、似たような言葉がたくさんあるので、整理しておいてください。「記述する」とか、いろいろあるのですよね。

とりあえずこれはいいですね、ここは。

清水谷委員 はい。

原嶋主査 次は、柳先生ですね。

柳委員 32は落とします。

33ですけれども、残してください。頭の「河川沿い」から、「とあるが」というところまでカットして、「シロンコ地区」から「地域の合意形成」のところまで、ちょっとコピーしていただいて、張りつけてください。それで「シロンコ地区では」のと

ころを「では」を「における洪水防御堤防の設置の検討に当たっては」、それで「右岸側の住民で」って残っていますよね。「で」のところの後に、「であることから」「右岸側の住民であることから、ステークホルダー協議を通じて」。

原嶋主査 事業対象地の左岸側の住民であること……

柳委員 ちょっと待ってください。

原嶋主査 確認してください。

柳委員 「シロンコ地区における洪水防御堤防の設置の検討に当たっては、事業対象地の左岸側の耕作者が民族の異なる右岸側の住民であることから、ステークホルダー協議を通じて農家間の合意形成に配慮すること」。

その次の34ですけれども、これは回答のほうを生かしていただいて、これ、第2期でというのは本調査でという意味ですね。「本調査でアタリ地区の地形図を基に」で、ここに書かれている回答を全部生かしていただいて、「計画し」まで生かしていただいて、その次に「おのおのの代替案を計画概要に示すこと」。

原嶋主査 わかりました。

35番、米田先生。

米田委員 しつこいのですけれども、残したいです。ほとんどコメントと同じですが、「代替案検討においても、ラムサール条約登録湿地への影響を比較し明記すること」。

今中 すみません、柳委員と米田委員の代替案の使い方が違うと思いますので、柳委員のこの「おのおのの代替案」の前に、「レイアウトの代替案」ということでよろしいですか。

柳委員 堤防規模ですよ。堤防規模、面積、幅を計画するわけですね、この地形図のところに。

今中 そうです。多分、清水谷委員は同じような……

原嶋主査 むしろ米田先生のところを「優先地区の選定において」にしてくれれば。こういう言葉ありましたね、「優先地区の選定」、代替案といってもその地区の選定だから、違うということをおっしゃいましたけれど、柳先生のをそのままにして、逆に米田先生のところを、優先地区だけ、何かありますよね。そこを変えていただければ、レベルの違いはわかりますよね。ちょっと優先地区、言葉ありますよね、何かね。フィージビリティか何かありましたね。そういうことですね、先生。

米田委員 ええと。

原嶋主査 違う。

米田委員 これは、単にスコーピングの中の代替案検討の部分ですね。ラージ、スモールという比較の。

今中 そうですよ、今あるものですので。ただ、柳委員が、今現在ないレイアウトの代替案のレベルの内容のことをご指摘いただいているという理解でよろしいです

よね。ですので、もしよろしければここに。

原嶋主査 そうすると重なってくるんじゃないの。

今中 レイアウトの代替案を……灌漑レイアウトですか。

原嶋主査 でも、そうすると、どっちも重なってこない。

今中 米田委員のは今のスコーピング案に入っている、スモール、ラージの規模の検討の比較のことですので。

米田委員 つもりだったのですが。

原嶋主査 それでよければ。

今中 はい。すみません、ありがとうございます。

原嶋主査 いいですよ。とりあえずそうしていただいて。

あと、スコーピングのほうですけれども、36、37は多分39にまとめて入れていただいて構わないところというか、重なっているのですよね。39を生かしまして、小項目に幾つか。

谷本委員 よろしいですか。適宜文章は修文をお願いするとして。

「実施済みの初期環境調査」ですから私の質問の2行目の後半ですね。「実施済みの初期環境調査のスコーピング項目のうち、以下については」本調査なんですか、「フェーズ2のEIA調査において評価の見直しを行い、必要な場合は緩和策を検討すること」ということで、1番は水質ですね。

原嶋主査 先ほどの1個追加した文章にもかかわるのですよね、実はね。

谷本委員 これはどうしましょう。これは評価を見直していただきたいということなので。どこか書いてありましたっけ。

原嶋主査 ええ、どこでしたっけ、どこかに1個……。

今中 こちらはモデルの話で、これは事例を。

谷本委員 これは、ちょっと事例を調べてください。

原嶋主査 事例を調べるのですね。

谷本委員 そうなんですね。ですから、1番が水質関係ですね。これはC評価からA-あるいはB-へということですね。

それから、自然環境の生態系動植物保護区ですね。これについてもCではなくてA-あるいはB-。

それから土地利用については、B-を加えるということで、再評価していただきたいという形。

ほぼ、この私が書いているやつをそのまま移してください。後でまた文章をきれいにします。

原嶋主査 それに38番の地下水も加えてください。

谷本委員 地下水もありますね。

原嶋主査 38番です、地下水。それを1、2、3か、まあ順番はちょっとどこでもい

いのですけれど、地下水もリンの拡散の影響があるので、再評価することということです。順番はまた、番号順がいいかもしれないけれど、それは後で。

谷本委員 38ですね。はい。

原嶋主査 38と39は合体ということで。

40番ですね。

谷本委員 40番は、これは自然環境のほうにスコーピングから回してください。スコーピングのことを言わずに、第2パラグラフのところで、「本調査においては」ということで、第2パラグラフのところ、まあフェーズ2調査と、どちらでも結構です、言葉を統一しましょう、後ほど。

「本調査においては」で、括弧で「河川関係では」、それから、次に「さらに」のところで片括弧ですね。「調べること」ということで、そこを自然環境のところに持って行ってください。

後段のところは結構です。堆積物の掘削等を行わないということなので、それは結構です。

原嶋主査 そうか、本調査というのはフェーズ2になる、全体としてはね、言葉としては。またちょっと整理しておいてください。

谷本委員 それで一応40番関係を入れて、42番も自然環境のほうに入れてください。これはだから社会関係かな。どちらでしょう。自然環境で結構です。

原嶋主査 いいんじゃないんですか、自然でいいと思いますよ。

谷本委員 はい。

これも後半のところ、「なお」以下ですね。「この関係で」をとってもらって、「フェーズ2の調査では」ですね。「十分に行うこと」と、下から3行目のところまで入れてください。

今中 すみません、もう一度お願いします。

谷本委員 後半の「なお」以下のところ、「この関係で」はとっていただいて、「フェーズ2の調査では」、「十分な調査を行うこと」と。で、「なお」上のところに「特に」というのがあると思いますけれども、その「特に」を「なお」に直していただいて、「Borrow pitが集落に近接する場合には」ということで、「危険性もあることから、必要な緩和策を講じること」と。「危険性もあることから、必要に応じ緩和策を講じること」という形で、これは助言に残してください。

原嶋主査 よろしいですか。

谷本委員 はい。

原嶋主査 次、長谷川先生。

長谷川委員 42番は先ほど、29番に含めるというか、反映したと思ったので、これは消して結構です。

原嶋主査 33と39は……

長谷川委員 さっきのと一緒にしてもいいのか。ただ、さっきのとはだぶっていないのですね、ここにあるのは。だから、あまり生々しくなるのであれば、43番として、このまま使ってもいいかなと。

もし、このまま使う場合の、表現ちょっと変えて言いますと、最初の「アタリ地区」云々かんぬんがあって、「再評価し」。

原嶋主査 スコーピング項目ですね。

長谷川委員 「必要な場合、EIA項目に含めること」。

今中 これって、でも、あれですよ、そもそもスコーピングの項目ですよ。

長谷川委員 皆さんがスコーピングでやった結果に対して、今回、私、助言を言わせてもらったのですけれども、それはまずいのですか。

今中 いえいえ、いいですけど、すみません。

長谷川委員 じゃ、「次の項目」の前に、「次のスコーピング項目」と入れましょうか、はっきりするように。

今中 我々の回答のほうで、B-に再評価いたしますとか、Cに再評価いたしますと入れているので。

長谷川委員 ええ、お答えここでもらったのですけれども。

今中 そういうふうに、再評価いたしますという形でもよろしいですか。

長谷川委員 そういうふうにやってください、はい。ただ、ここで具体的にB-とかCとか、特に私は早急な答えを求めるつもりはありませんので、また時間を使ってしっかり再評価して、必要ならEIA項目でやってくださいと、こういう意味です。

今中 わかりました。

長谷川委員 から をこういう形で、もし適切な、括弧の中も含めて残したいなと思うのですけれども。例えば なんていうのは、答えで塩害は確認されていないというふうに書いてあります。これは重々承知なのですけれども、一応ないということもちゃんと検討してもらいたいということなので、入れておいてください。

それから、これ逆に質問なのですが、 の回答のところで「猛獣と人間」とこう書いてあるので、私はワニのみにちょっと特化しながら言ったのですが、何かほかのも想定しながらという、そういうことになりますかね。

今中 一応ほかにも動物はいるのですけれど。ただ、どちらにいたしましょう、言葉の統一。

長谷川委員 「ワニ等」の「など」でありますから。

今中 はい、よろしいですか。

長谷川委員 できればこの表現で。

今中 はい。

長谷川委員 ということで、さっきの39とは別にしたんですよ。

原嶋主査 とりあえずそうしておいていただいて、次、清水谷先生。

清水谷委員 44、45は、落としてください。

原嶋主査 柳先生、46、47。

柳委員 46は落としてください。

47ですけれども、回答をちょっとコピーしていただいて、文言をちょっと変えます。「コミュニティ湿地管理計画を策定する過程においては稲作農家以外の湿地利用者も含めた複数回のワークショップを開催し、湿地利用に関するコミュニティの合意形成を図ること」というふうに変えてください。

原嶋主査 はい。米田先生、48番ですね。

米田委員 48番、質問も使います。最初に「NBIに関する」と入れてください。「NBIに関する越境問題について、「影響は想定されない」としているが」で、途中を抜いて、「その理由をデータを示してDFRで丁寧に説明すること」。

今中 すみません、「丁寧に」を抜いたんですけど、よろしいですか。

米田委員 いいです。

今中 すみません。

原嶋主査 49番は、回答をコピーしてください。それを「DFRに記述すること」にしておいてください。以上です。

50番は、削除で結構です。

谷本先生、51番。

谷本委員 51番、どうでしょうか。まさに、51番でしょう。

原嶋主査 スコーピングの評価をまず書いてもらうという話はしていますね。あと、ほかの事例を検討していただくということをお話ししていますよね。

谷本委員 はい、それはそれとして、あと、その農薬、肥料について、特に何か一つまとめて、自然環境のところ。

原嶋主査 農薬・肥料関係は、さっき、そのほかの事例の検証と、スコーピングの再評価のところから二つ出ていますね。だから。

谷本委員 それでよろしいですか。ならばもう、これは結構です。

原嶋主査 どうしますか。

谷本委員 はい、いいですよ。

52番の、これは結構です。

53番いってください。

清水谷委員 53、54が、同じように農薬や肥料のラムサール登録湿地への影響に関するところだったのですけれども、もし、もう既にコメントとして似たようなものがあればもう、だぶる可能性があるのでは。

原嶋主査 どうしますか。今、二つ関連しているのですが、直接的にそこまでは書いてはいないのですよね。ニュアンスの問題がありますね。

清水谷委員 そうなんですね。

谷本委員 これは残しておいたらどうですか。私の51番と一緒に。

原嶋主査 そうですね、1個、まとめていただいて。

谷本委員 はい。53番を、「評価すること」という形で、ちょっとあとはもう主査に任せて、文言があればですね。

原嶋主査 53番を生かすのですね。

谷本委員 はい、53番を生かしてください。

原嶋主査 とりあえず53番は残して。

谷本委員 51と、その他関係するところ、一緒にしていけば、いかがですか。

原嶋主査 はい。53番ととりあえず残してください。

谷本委員 はい、残してください。それがいいと思います。

原嶋主査 あと、54番。

谷本委員 ほぼ同じでしょう。

清水谷委員 ほぼ一緒ですね。

原嶋主査 ほぼ一緒ですね、はい。ととりあえず修文はまたあれしませんが、55番、56番、米田先生。

米田委員 55番は要りません。

56番も、同じことなので、ここでは残さないようにしようと思います。

すみません、先ほどちょっと言い忘れたのですが、気候変動に関する部分で、回答のほうで適用策の灌漑排水に基づき検討いたしますということなのですが、このツールの適用策というのは、基本的にその農業を続けていくということを中心に考えているので、水が足りなくなったらもっと水を農地に回すようにという、そういう発想で出てきているものだと思いますので、ラムサール湿地への影響とかを考える場合には、それだけでは影響を評価できないということを配慮してください。これは単にコメントです。

原嶋主査 57番は、本文をコピーしていただいて、最後の「補償のルール」のところを「補償方針についてDFRに記述すること」、ととりあえずそうしてください。

58番、清水谷委員。

清水谷委員 58番は落とします。

59番も落として。

60番を残します。基本的に、質問とコメントのほうの文章を使いますが、「ステークホルダー協議に関して、民族の分布や特性に考慮して実施回数、実施場所、会場数などを考慮すること」。

原嶋主査 柳先生、61、62。

柳委員 62は落としていいのですが、61は残してください。

回答を活用させていただいて、回答をコピーしていただいてですね。

原嶋主査 これ、清水谷先生、だぶりませんか。

柳委員 同じですか。

原嶋主査 すみません、清水谷先生にちょっと確認していただいて、清水谷先生の60番と柳先生の61番は、少しだぶるところは。

今中 会場数の後に、例えば、「周知方法や開催言語などに」。

柳委員 開催言語を入れてくれればいいわけですよね。

今中 はい。周知方法も入れますか。

柳委員 周知方法、はい。

原嶋主査 「周知方法は」という柳先生の文章を、その後につけていただいてもいいですね。そこまで要らないか。

今中 これは要りますか。

原嶋主査 要りますか、要りませんか。まあ、入れておいていただいてもいいと思いますけれどね。

「特に周知方法は公共での掲示及び地元への新聞での告知にて実施すること」で、あえて、書いてありますので。どうしますか。

今中 柳委員、あの。

柳委員 回答のところを生かしていただいて、その清水谷委員のところと合体していただければいいと思います。

原嶋主査 それでは、61はそれで60と合体ということで。

62は、よろしかったですね。

63は、特に必要ありません。

64、65、66、67。

谷本委員 ここは要りません。私のところは67まで、はい、大丈夫です。

原嶋主査 68、柳先生ですね。

柳委員 最後のところは残していただいて、コメントのところを生かしていただいて、「コミュニティごとに湿地のワイズユースの啓蒙ワークショップを実施する際、公用語のみならず、当該コミュニティの土着語にも配慮すること」。

原嶋主査 「現地語」「土着語」、あまり、ささいなことですけど。

柳委員 公用語と土着語ってあるみたい。「現地語」って言っているのですか。「土着語」って書いていますけれど。

原嶋主査 60番では「現地語」と書いてあります、ああ、そうか、回答ではそうなんです。

柳委員 回答に「現地語」って書いてあるのですけれど、「土着語」ってこちらの配布資料にはみんな書いてあるのです。

原嶋主査 そうですか。ローカルランゲージなんでしょうね。

今中 ご指摘していることはわかりますので、はい。

原嶋主査 言葉統一して。どっちだろう。

谷本委員 「現地語」のほうがいいですね。「土着語」は差別用語的な。

今中 それでは「現地語」といたします。

柳委員 「土着」と、こちら側のレポートにはみんな書いてありますよ。

今中 レポートも修正ですね。

柳委員 はい、レポート修正していただいて。では、「現地語」としてください。

谷本委員 それで、二つ残っているのです。水利組合どうするかと、土地収用。この二つが残っていますので、主査に一任と。

今中 柳委員、すみません、ワイズユースの啓蒙、「啓発ワークショップ」でよろしいですか。

柳委員 そうですね、「啓発」にしてください。こちらの文章には「啓蒙」と書いてあるので、それを生かしたただけですけども。

今中 失礼いたしました。

柳委員 「啓発ワークショップ」にしてください。

今中 はい、ありがとうございます。

原嶋主査 1個戻ってください。ずっと戻っていただいて確認で、ずっと、とりあえず戻っていただいて、水利組合……では、いきます。1番目に、それが1番目ですね。

あと、「DFRに記述すること」とか、また言葉は文章に直してください。それはいいですね。

次、どうぞ。

今中 この2点、よろしいですか。

原嶋主査 あと、細かい修文はまたしてくださいね。

今中 はい。

原嶋主査 まあ、そこもいいですね。次、いいですよ。それ、場所がちょっとあれかな。農薬・肥料の場所がちょっと気になるのですけれどね。

今中 まとめてから移動したほうがいいでしょうか。

原嶋主査 うん、次へ行ってください。プロジェクト対象地、まあ、本事業でしようかね。言葉はまた整理してください。事業サイトとかいろいろあるので、それはまた言葉を。多分、プロジェクト対象地って、事業サイトとかいろいろな言葉を使っているんで、整理してください。

次どうぞ。いいですよ、はい、結構です。

社会配慮、どこでしたか。

ちょっと次へ行ってください。どうぞ、行ってください。

水利組合ですね。水利組合をどこに。

谷本委員 水利組合は何を入れますか。

原嶋主査 水利組合の懸念は、結局、水利組合のルールとかガバナンスが心配なのですけどね、個人的には。

谷本委員 ガバナンスね。

今中 すみません、たしか谷本委員への回答として。

原嶋主査 さっき1個、どこかにありましたよね。

谷本委員 モデルのところ。そこに、ちょっと言葉を。私は維持管理のところだけを言っていますので、そこで、例えば「ガバナンスを含め」とかね。

原嶋主査 そこに入っているのですね。いいです、結構です。

今中 維持管理でよろしいですか。

谷本委員 維持管理だけですけれども、そこに何か、例えばガバナンスの。

原嶋主査 ガバナンスっていうと大げさかもしれないけれどね。要は、何となくルールが。

今中 実施体制を含め、はい。

原嶋主査 はい。

今中 すみません、では。

原嶋主査 あと、用地ですね。用地は社会配慮ですね。57番あたりですね。

そこですね。ちょっと場所はあれですけど、57、58とは関連は直接ないのですけども、用地の問題としては。

谷本委員 やはり、ちょっと案を言いましょうか。いいですか。「本事業で建設される基幹施設」ですね、「基幹の灌漑排水施設、管理道路、それから、河川沿いの緩衝帯などに必要な用地の収用に当たっては」、「収用に関しては」かな。「フェーズ2調査において現場の状況を十分に確認し、必要な対策を講じること」という形にして、あとはどういう手続にするかとか、その辺はちょっと主査のほうで入れてください。

これは、かなり皆さんの関心事項なので、共通の提案ということで入れていただいでどうですか。

今中 すみません、これでよろしかったですか。

原嶋主査 現状、現場の状況を確認し。

谷本委員 「状況を確認し」と。「状況を十分に確認し」。要するに。

原嶋主査 現状ですね。「現状を確認し」。

谷本委員 要するに、一番気になるのは、土地の所有なんですよ。誰がどう持っているかというところ。これが相当に大変な話だと思います、これを確認していく。

原嶋主査 用地の権利関係ですよ。

谷本委員 権利関係ね。

原嶋主査 では「調査において用地の権利関係を十分に確認し」。そこまで限定しちゃまずいかな。

谷本委員 いいですよ。

原嶋主査 「権利関係を十分に」、まあ「十分」要るかどうかわかりませんが「確認し、必要な」……

今中 「対策」ではないですよ。必要な……。

原嶋主査 まあ「必要な補償」。補償方針を適用ということね。ガイドラインに沿った補償方針を適用ということですね。

谷本委員 そこまで持って行って、いってもいいけど。

原嶋主査 そこまでね、とりあえず。JICAのガイドラインに従って適合する補償方針を適用する。確かに権利関係、何か出ていたけれど、何かはっきりしないところがありますよね。

では、それはそれで。

ちょっと53番へ行って、ごめんなさい、時間があれて、53番にちょっと行ってください。53番、ちょっと清水谷さん、最後の修文を。

ビシナ湖も登録湿地でしたっけ。

清水谷委員 もう逆に「オペタ湖・ビシナ湖」というのを外したほうがいいのかもしれないですけど、「ラムサール登録湿地への影響」というような言い方で。

原嶋主査 ビシナ湖も登録湿地でしたっけ。

今中 そうです。

原嶋主査 では、いいです。「ラムサール登録湿地であるビシナ湖及びオペタ湖における水質及び動植物の調査」。

米田委員 これ、「登録湿地」にしてはまずいですか。

原嶋主査 限定しないほうがいい。

米田委員 というか、湖だけではないんですよ、登録湿地は。湖の周囲の湿地も登録湿地に入っているの。

原嶋主査 確かにそういうところ、通常の湿地もね。はい。

どうします、どこまで特定しますか。一応、原案はオペタ湖とビシナ湖にある種特定はしているのですけれど。

清水谷委員 一応、最初に、流れ込むところがそこだったと思いますよ。

原嶋主査 最終的に。

清水谷委員 ええ。

原嶋主査 一番懸念されているのはそこでしょうけど、それ以外も心配だということですね。

米田委員 アタリ地区を出たすぐ隣の湿地は、もう既にラムサール条約登録湿地ですから。その先にオペタ湖があるということなので。

清水谷委員 ラムサール登録湿地への影響がちょっと気になっていたの。

原嶋主査 そこに限定するか、もう少しまた広く。

清水谷委員 湖の名前は出さなくてもとは思いますが。

天目石 範囲を特定したほうが、逆によくはないですかね。あまり大きくということになると、これからの調査、これは相当大がかりなものになる可能性もありますので、

明確にしたほうが。

谷本委員 本事業から排出されるという。そのこのところに限定したらどうなんですか。

天目石 なるほど。本事業ですね。

谷本委員 だから、今、河川流れていますでしょう。それで灌漑されて、末端からまた河川に戻って、オペタ湖に入るわけでしょう。だから、そのオペタ湖に入るところに限定して、まずそのこのところのだから生態系、動植物、水質。そういうふうなものを調べてもらって、やはり、きちんとそれでモニタリングをしてくださいと。

天目石 わかりました。

谷本委員 だから、その作業もあるし、何かあれば対策を講じてくださいというふうになるわけでしょう。だから、モニタリングまではきちんとしてくださいという。

米田委員 22番でしたかので私が言っていたのは、その登録湿地、とりあえずはオペタ湖と呼ばれている登録湿地、湖だけではなくて、その登録湿地全体のことを調べてほしいという意味が入っていたのですけれども。

清水谷委員 だぶりますよね。

谷本委員 何ぼでしたっけ、百何平方キロですよ。

米田委員 現地調査という意味ではなくてですね。その文献調査であってもいいですし。

原嶋主査 22と53が、ある種だぶる部分もあるし、だぶらない部分もあるのですよね。

今中 清水谷委員のほうで違うコメントというのは、この化学肥料の影響とかですよ。こちらの部分を米田委員の助言に若干加えるというのはいかがでしょうか。

原嶋主査 まあ、それは一つですよ。

谷本委員 2段構えにするというわけですね。オペタ湖については。

原嶋主査 というよりは、特に、本事業から、本事業の排水とか農薬なんかによる影響について十分注意してくれて、そういうことを加えるということですね。

今中 はい、清水谷委員の部分も、またはこれだけに限定するかですね。

原嶋主査 清水谷さんの下の部分を特に、米田先生のところにちょっと加える形ということですね。

今中 米田先生、でも、それいかがですか。

原嶋主査 米田先生の文章は生かしていただいて。

今中 分けてしまう。

米田委員 分けてもいいんじゃないですかね。

原嶋主査 分けても別に構いません。

米田委員 2項目あってもいいような気がしますけれど。

今中 はい。であれば、こちらはラムサール登録湿地からの……。

原嶋主査 まあ、本事業……。

米田委員 濁水や化学肥料の影響を評価することという。

今中 ここじゃないですか。

原嶋主査 そうですね、本事業……。

今中 当該灌漑施設からの……

原嶋主査 そうですね、当該って、まあ本事業の灌漑施設だっけね、はい、ありますよね。「濁水」というか、「排水」でしょうね。

今中 「の影響を評価すること」……。

原嶋主査 排水でしょう。

清水谷委員 排水にしてください。

原嶋主査 うん。濁水とは限らない。

清水谷委員 濁水じゃないかもしれない。

今中 はい。

原嶋主査 農薬、肥料にしてください。農薬はないかもしれませんが。

今中 農薬は。

原嶋主査 使わせない。

今中 後ろでいいですか。

原嶋主査 どうぞ。

「による」でしょうね。

では、とりあえず、細かい文章まで直しておいてください。

項目としては、そのくらいですかね。

ざっと、もう一度、ごめんなさい。あと5分ぐらいで、上から。

渡辺 事業部門から何かコメントがありましたら……

原嶋主査 何かあれば言ってください。遠慮なく言ってください。

道路。敷設道路ですね。あと漁業の問題。次どうぞ。

そうですね、灌漑事業そのものの問題ですね。あと、モデルの問題、モデル策定で、デモファームの作成。あと……そうですね、そこが若干関係するのですよね。

今中 これ、先ほどのと同じですね。よくよく考えてみると。

原嶋主査 そうなんだよね。下に持っていきますか。結構似ているんだよね。それ、下に持って行ってください。

今中 はい。

谷本委員 12番って、私のところか。一緒に、では。

清水谷委員 みんな懸念事項が似ていますね。

原嶋主査 でもそれはしようがないんです。

谷本委員 みんな懸念はしています。そうそう、もう当然、ここのところは。

原嶋主査 「さらに」にしてください。

谷本委員 ラムサール条約だったら必ずこれ、みんなきますから、それはそうなんですよ。

原嶋主査 まあ、上をだから、農薬等……。

今中 本当に同じですよ。

原嶋主査 そこを、言葉を合わせておいてください。

あれ、そこまでいっちゃうの、そこまで消しちゃうの。

今中 同じことを本当に書いてあるんですけど。まあ、一緒にしましょうか。

原嶋主査 まあ、とりあえずね、そうです。

それで、デモファーム、はい、どうぞ。それはいいですね。

今中 よろしいですか。

原嶋主査 それもいいです。

受益地……はい、いいです。

第2期調査は、本調査ですよ。はい。全体の文章をまた直してください。

下へどうぞ。

これ、29番、スコーピング対象として……この代替案は、どの代替案になるわけ。さっきの、どのレベルの代替案になるわけ。

今中 それは、米田委員と同じレベルになります。

原嶋主査 わかりました。

31……はい、どうぞ。

34、オーケー……。代替案、そうですね。どうぞ。それもいいですね。

まあ、39番、順番はまた直しておいてください。いいのか、直したんだ。はい、結構です。

これ、場所を移すんですね、40番。

谷本委員 はい、お願いします。

原嶋主査 はい、結構です。

41番、これもいいですね。本調査でしたか。

39番と43番は並べるのでしょうかね。39番と43番は、まあ……順番はちょっと変えて、並べていただいてもいいかもしれません。

今中 はい。

原嶋主査 どうぞ。

これ、社会配慮的な感じでしたっけ。コミュニティ。

今中 そうですね。

原嶋主査 コミュニティ湿地計画っていつの段階、相当先ですよ、でもね。作業的には大分先の話ですね。

今中 社会面のほうに入れましょうか。

原嶋主査 場所はまあ、はい、場所はちょっと考えて……内容的にはいいです。

NBIって何でしたっけ。

米田委員 Nile Basin Initiativeですか。それはちゃんとしたほうがいいですね。

原嶋主査 では、フルネームをお願いします。まあ、それは後から直してください。どうぞ。はい、結構です。

そうですね。だから、これもいいんじゃないですか。だから、上を、その主語だけ上をとって、「化学肥料、農薬等残分を含む圃場からの排水によるラムサール登録湿地への影響を評価すること。さらに、この排水が下流域に……検証し、DFRに記述すること」。ちょっと早過ぎたかな。主語だけとる。主語だけ、化学肥料、そこだけとって、上。「排水」要らないですね、下に「排水」があるから。それで下へずっとって「さらに」とありますよね。「さらに、この排水が下流域に」。「これら」でもいいけれど、「この」か「これら」かわからないですけども。そうすると、とりあえずつながるんですよ。それは要らないですね。「この排水による」というふうにしようかな。そんな感じだと。

「記述すること」と「記載すること」というのは、適当に整理しておいてくださいね。

下、どうぞ。これはいいですね、60番まとまって、結構です。

もうちょっと下へどうぞ。

はい、結構です。

米田委員 すみません、9番に戻っていただいてよろしいでしょうか。確かいきなり……入れていただいていたんですね。では、いいです。SIABが入っていればいいです。

原嶋主査 とりあえず全体の修文はまたメールをお願いします。

あと何か、今のうちに。

天目石 大丈夫です。貴重なご助言ありがとうございました。我々にとっても、湿地に近いところでやる案件ってめったにないので、貴重なご意見だけたなというふうに思っています。これから現地のほうにも、コンサルタントチームが入っているのですけれども、チームとうまく協議をしながら進めていきたいと思っております。今日は貴重なご助言どうもありがとうございました。

原嶋主査 これは、DFRはまた助言にかかるんですよ。

今中 そうです。

原嶋主査 多分、少しそのまだ先あたりは、かなり確認が必要でしょうけれども。

渡辺 今日はどうもお疲れさまでした。一応今日の議論を踏まえて助言案の案を作成しました。事務局のほうでさらに語尾等を修正した上で、また委員の皆様にも最終確認をお願いすることになります。

他方、実は現地につながっている調査団のほうで、これはこの画面を実は見ていなくて、彼らも確認することもあるかと思っておりますので、その点は追って事業部門なりからメールをさせていただくことになると思います。

原嶋主査 これは見られないんですね。

渡辺 そうなんですね。なので、口頭での議論を聞いていたということになりますので。

原嶋主査 全くわかりませんですね。すみませんでした。

渡辺 そこをあわせて、来週の火曜日、30日を目途に取り纏めを原嶋主査にお願いしたいと思いますので。

原嶋主査 ご協力よろしく申し上げます。

それでは、今日はどうもありがとうございました。

午後5時25分閉会